

第5章 今後目指すべき緑の創出施策と課題の整理

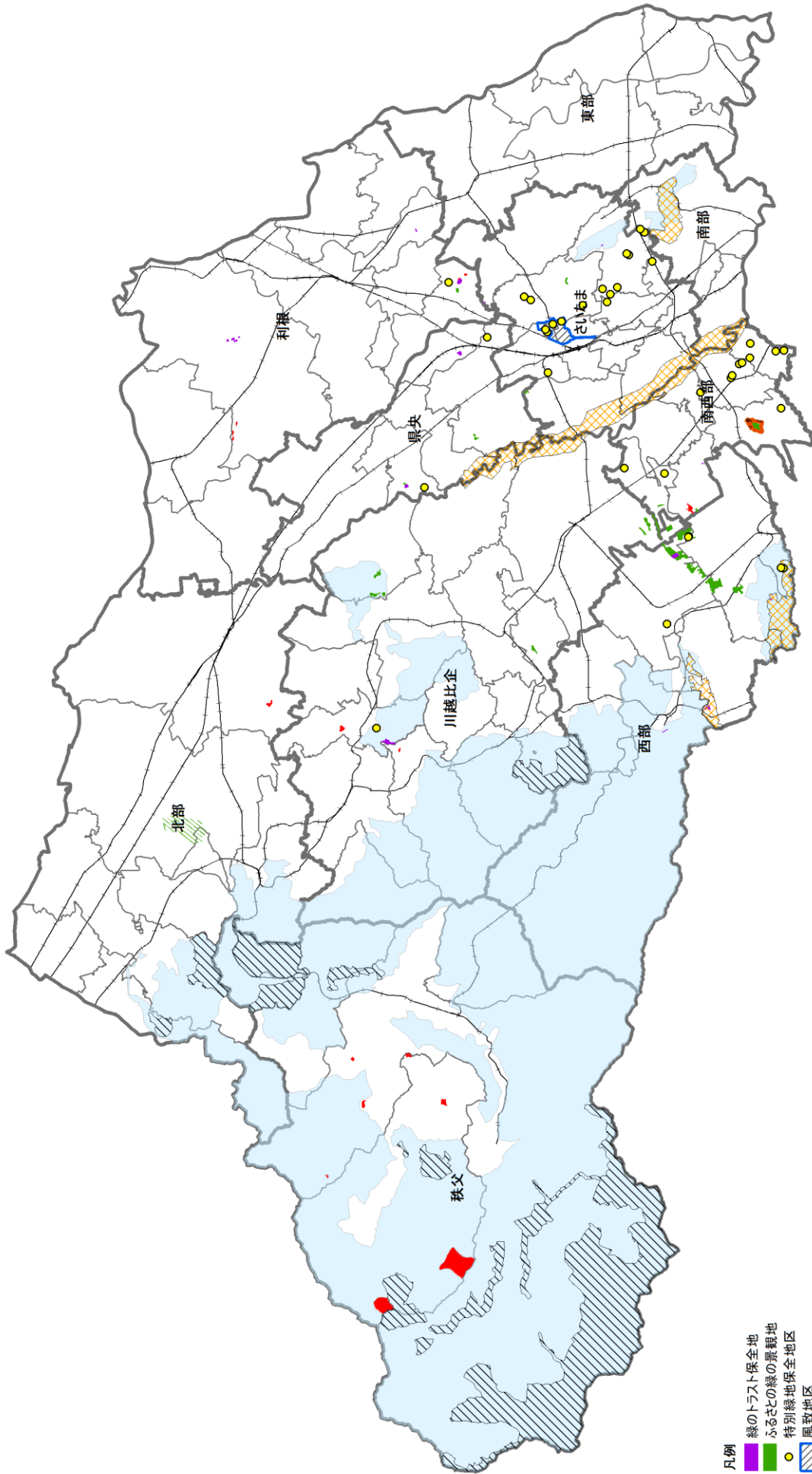
1. 事業実績の整理

(1) 各種区域指定の位置情報データ化

埼玉県における事業実績を整理するため、各種の区域指定について、下の表に示すソースに基づき GIS で扱うことのできる位置情報データを作成した。

表 5-1 データ化した各種区域の諸元

区域の種類	形式	データ作成方法	ソース
ふるさとの緑の 景観地	ポリゴン	トレース	さいたま自然公園・緑マップ (2016 (H28) 年、埼玉県)
緑のトラスト保全地	ポリゴン	トレース	さいたま自然公園・緑マップ (2016 (H28) 年、埼玉県)
特別緑地保全地区	ポイント (~H27)	トレース	さいたま自然公園・緑マップ (2016 (H28) 年、埼玉県)
	ポリゴン (H28~)	トレース	都市計画図書 (埼玉県)
近郊緑地保全区域、 同特別保全地区	ポリゴン	インポート	国土数値情報 三大都市圏計 画区域データ (2003 (H15) 年度)
国立公園・自然公園 (普通地域)	ポリゴン	インポート	国土数値情報 自然公園地域 データ (2015 (H27) 年度)
国立公園・自然公園 (特別地域)	ポリゴン	インポート	国土数値情報 自然公園地域 データ (2015 (H27) 年度)
自然環境保全地域	ポリゴン	インポート	国土数値情報 自然保全地域 データ (2015 (H27) 年度)
風致地区	ポリゴン	トレース	さいたま市 地図情報



- 凡例
- 緑のトラスト保全地
 - ふるさとの緑の薫習地
 - 特別緑地保全地区
 - 風致地区
 - 近郊緑地特別保全地区
 - 近郊緑地保全区域
 - 国立公園・県立自然公園 特別地域
 - 国立公園・県立自然公園 普通地域
 - 県自然環境保全地域
 - 地域区分
 - 市町村界



図 5-1 県内の緑地保全関連指定地

(2) 園庭・校庭緑化事業実績

園庭・校庭芝生化事業によって、園庭については2009(平成21)年度から2019(令和元)年度の間、延べ約9.4ha、483か所において芝生化が実施され、校庭については2009(平成21)年度から2019(令和元)年度の間、延べ10.1ha、69か所において芝生化が実施された。

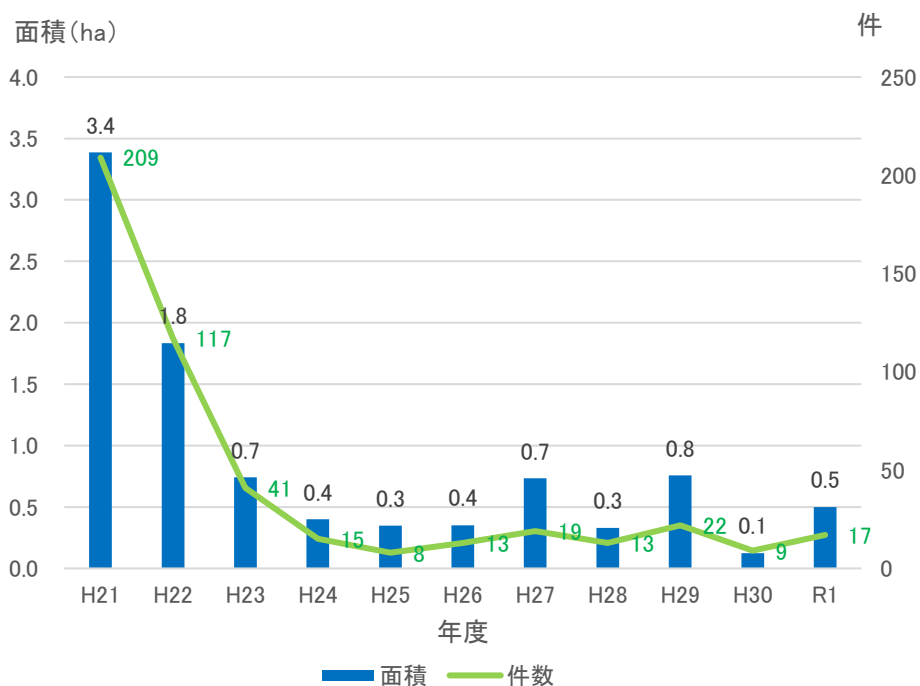


図 5-2 園庭芝生化実績

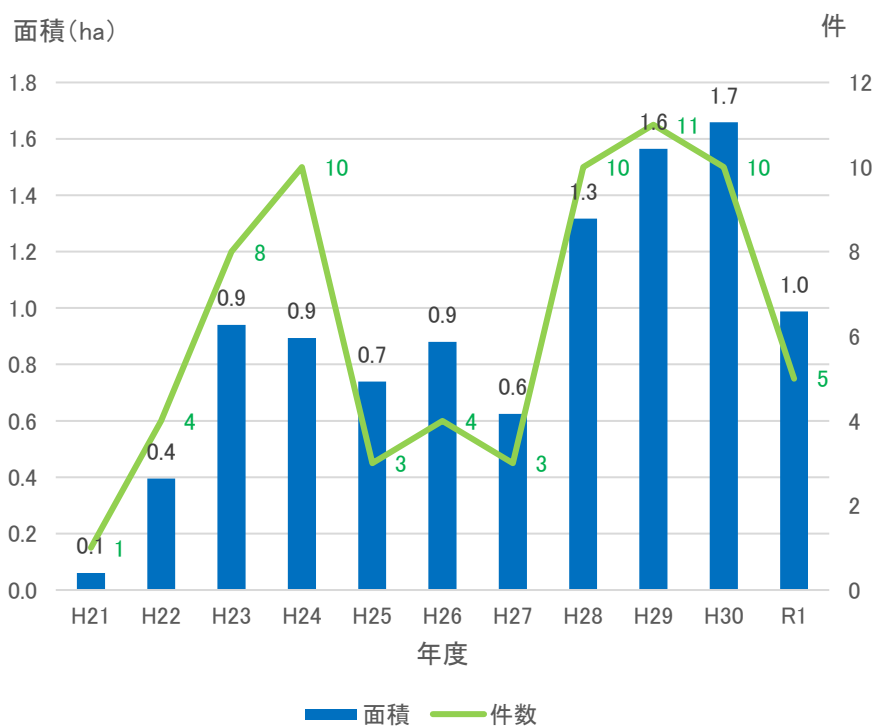


図 5-3 校庭芝生化実績

(3) 緑化計画届出実績

1,000 m²以上の敷地で建築を行う場合に緑化計画の届出を義務づける当制度によって、2005(平成17)年度から2018(平成30)年度の間、延べ約1,068haの緑化がなされた。

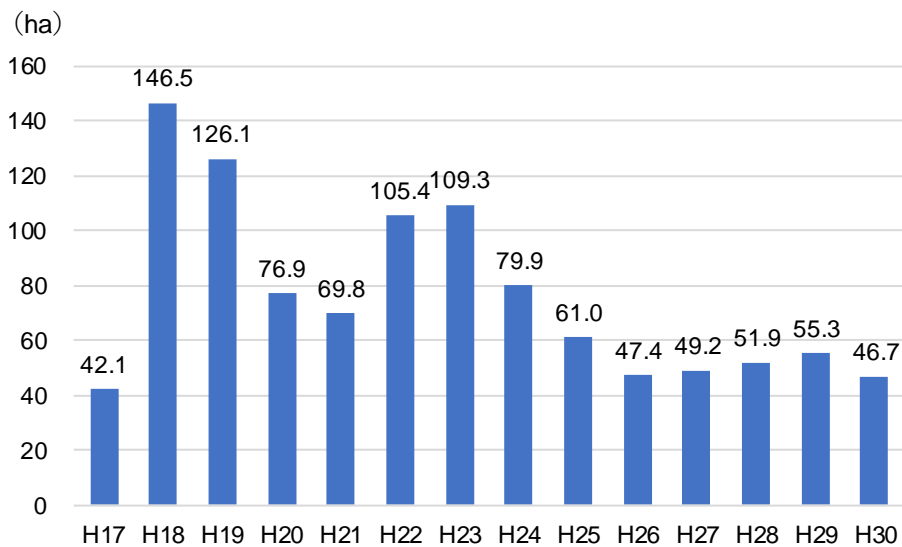


図 5-4 緑化計画届出実績

2. 新たな緑創出施策の提案等

(1) 県民が満足する緑の保全、創出について

1) 県民が満足する緑の保全、創出に向けた基本的な考え方

前章までの整理から、埼玉県において、県民が満足する緑の保全、創出の方向性として、基本的に次の2点が重要と考える。

[1] 緑の量の維持

- ・今回の調査分析の結果、緑の量（緑被）と満足度（緑に恵まれていると感じる度合い）には正の相関が存在し、緑被率の高い町丁目に居住する人は、家の周りが緑に恵まれていると感じる割合が高かった。県民の緑に対する満足度を高めていく上では、まず、緑の量（緑被）が減少しないように維持していく、緑地保全の取組が重要と考える。

[2] 県民の満足度の向上に寄与する緑の創出

- ・緑を創出する上で、県民の満足度を高める態様となるようにしていくことが考えられる。
- ・特に、緑化余地が限られるため、緑の量を十分に増やすことのできない地域においては、限られた量の緑をできるだけ、県民の満足度が高まる態様で創出していくことが重要と考える。

2) 緑の量の維持（緑地の保全）

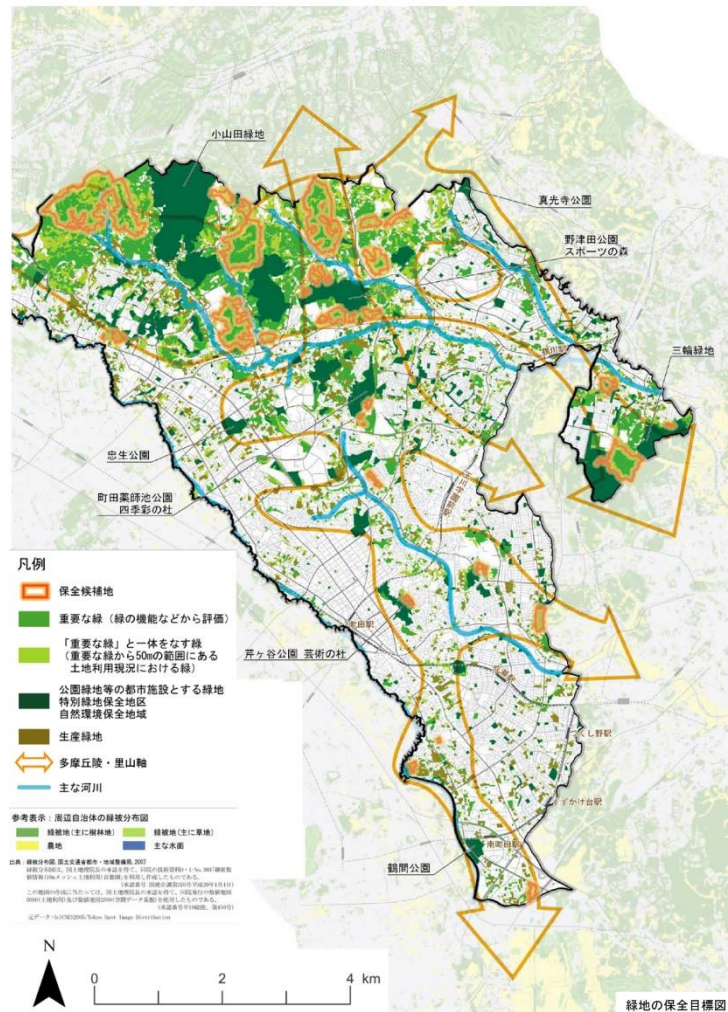
埼玉県ではこれまで、彩の国みどりの基金、さいたま緑のトラスト基金を財源に緑地を公有化するとともに、地域制緑地等の諸制度を活用し、緑地の保全を進めてきた。今後も財源を有効に使いながら、県内の緑地の保全を積極的に推進していく必要がある。

県民の生活環境の向上に特に貢献しうる緑地から優先的に保全していくことが重要であり、そのために、緑地の重要性を評価し、評価結果をもとに優先的に保全していく必要がある緑地を選定した上で施策を展開することが効果的である〔参照事例①〕。その端緒となるよう、本章では、3にて、本業務で作成した緑被データを活用し、一定規模以上の緑地の保全優先度評価を試行した。

また、埼玉県による緑地の評価結果は、埼玉県広域緑地計画等に位置付け、長期的計画的に緑地の保全を進めるとともに、県内市町村との情報共有や、個々の緑地に即して適当な緑地保全方策を市町村と県が運用できる取組から選択していく等、市町村の取組と連携して緑地保全を図ることがより効果的である。〔参照事例②〕

〔参照事例①〕 町田市 緑の基本計画

- ・ 緑の役割別に指標を設定して緑地を評価し保全候補地を選定（P. 5-7～5-8）、緑の基本計画に位置付けることで市民や事業者の理解を得ながら保全を進めていくものとしている。



緑地の保全目標図

出典：町田市緑の基本計画2020一部改訂（2016年3月、町田市）

《参考：緑地の評価と「保全候補地」抽出の考え方と方法》

前項に掲載した「保全候補地」は、以下のような手順で抽出しています。

緑地の評価と重要な緑

最新の土地利用現況図をもとに、緑地の評価を行い重要な緑地を抽出しました。その評価結果図に、

- ①現在までに保全策を講じた緑地
 - ②今後行政が主体となり保全策を講じていく緑地
- の区域を重ねることにより、今後、緑地保全施策を進めていく上での、目標となる図面といたしました。

緑地の評価

市内の「緑地^{※1}」について、生き物の生息地や景観としてのまとまり等「7つの緑の役割^{※2}」からみた評価や立地条件等^{※3}から、GIS（地理情報システム）を用いて客観的に評価したものです。

評価結果をもとに、高い評価を得た緑地を「重要な緑」として位置づけ、地図に表しました。

※1：土地利用現況図（東京都作成）のうち下記のことを評価の対象としました。

- ①樹林地 ②草地 ③農耕地 ④公園・運動場 ⑤裸地

※2：計画で位置づけた、下記の7つの役割ごとに評価項目を設定して評価を行いました。

- ①生態系 ②都市環境 ③レクリエーション・文化 ④防災
⑤景観 ⑥市民生活 ⑦経済振興

※3：緑が保全される可能性や政策上の位置づけから以下を評価しました。

- ①緑の安定度：土地の利便性（主要道路、鉄道駅からの近接地）
開発の容易性（平坦地）
②政策上の位置づけ：制度上安定した緑地（特別緑地保全地区等）

評価の方法

保全候補地

地図上で、オレンジ色の線で示した区域は、緑の保全上特に重要な緑地を「保全候補地」として位置づけたものです。

区域内の殆どが民有地で、一部公有地となっているものや、町田市の実情に基づき保全措置を講じたところ等もありますが、全ての緑地を保全するまでは至ってはいません。

今回「保全候補地」を公表することにより、今後市民や事業者の方々の理解を得ながら、協働のもと、様々な取組みにより、貴重な緑の保全を検討していきます。

保全候補地は、緑の様々な機能等から客観的に評価を行った結果から選定したものです。この図により、候補地内の土地に対する私権を制限するものではありません。

図出典：町田市緑の基本計画2020一部改訂（2016年3月、町田市）

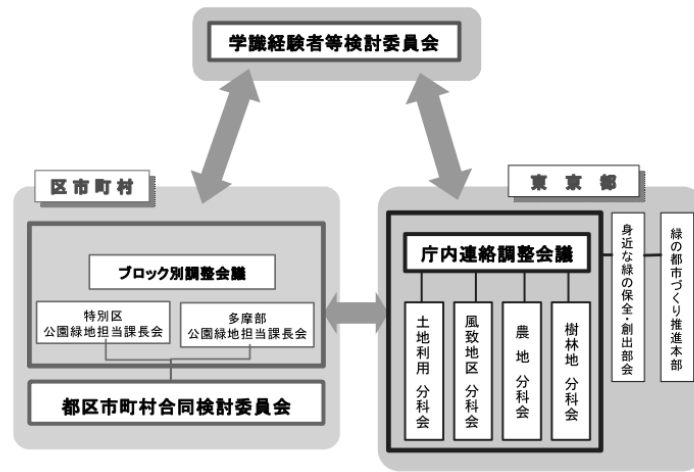
『7つの緑の役割』の評価の方法（評価の視点と評価項目）

① 生態系	
評価の視点	生物の生息・生育・繁殖空間としての機能を評価しました。
 高い評価となるポイント	<ul style="list-style-type: none"> ○「まちだエコフラン」で行った小流域評価によって、環境の多様性(地形・緑等)が高いもの。 ○生き物のすみかとして緑が一体としてまとまりがあり、その規模が大きいもの。
② 都市環境	
評価の視点	都市環境の課題の一つとなっている、ヒートアイランドの改善に関する機能を評価しました。
 高い評価となるポイント	<ul style="list-style-type: none"> ○河川等の水面と一体となり、夏場に涼しい風を引き込む、風の通り道を形成する緑地。 ○市街化され、緑の少ない地域にある緑地
③ レクリエーション・文化	
評価の視点	地域資源との一体性、アクセス性を有するレクリエーション空間としての機能を評価しました。 身近なレクリエーション空間が不足しており整備の必要性が高い地域を評価しました。
 高い評価となるポイント	<ul style="list-style-type: none"> ○地域の文化財(遺跡・史跡)のある緑地 ○安心して歩ける遊歩道と一体となって、利用しやすい緑地 ○最も身近な街区公園が不足している地域にある緑地
④ 防災	
評価の視点	災害発生危険箇所などにおける被害抑制の機能を評価しました。 災害時の非難危険度が高い地域における避難地確保など被害の軽減の機能を評価しました。
 高い評価となるポイント	<ul style="list-style-type: none"> ○傾斜の急な場所であるが、緑によって、土砂崩れ等の災害を予防している緑地 ○市街化により避難場所を必要とする地域にある緑地
⑤ 景観	
評価の視点	緑の骨格的な景観を形づくる、まとまった緑や連続する緑を評価しました。
 高い評価となるポイント	<ul style="list-style-type: none"> ○「町田市景観計画」で町田らしい緑の景観を残していると位置づけた緑地。 ○丘陵地の尾根線に残された、まとまりや連続性のある緑地。
⑥ 市民生活	
評価の視点	地元の市民団体等により、保全活動が行われている地域を評価しました。 市民農園や農業体験農園など市民とのかかわりの深い農地を評価しました。
 高い評価となるポイント	<ul style="list-style-type: none"> ○いままでに緑の保全に対して要望のあった緑地。 ○市民活動団体により、保全活動が行われている緑地。
⑦ 経済振興	
評価の視点	観光資源との一体性となり、その活用が期待できる緑地を評価しました。 農地については、農業振興の観点からすべてを評価しました。
 高い評価となるポイント	<ul style="list-style-type: none"> ○観光スポット等観光資源との一体となる緑地 ○市内の農地

出典：町田市緑の基本計画2020一部改訂（2016年3月、町田市）

[参照事例②] 東京都 緑確保の総合的な方針

- ・「緑確保の総合的な方針」の策定にあたり、都区市町村合同検討委員会を開催。区部、多摩部のブロック会議等における実務的な調整を踏まえて、計画の内容を検討、決定している。

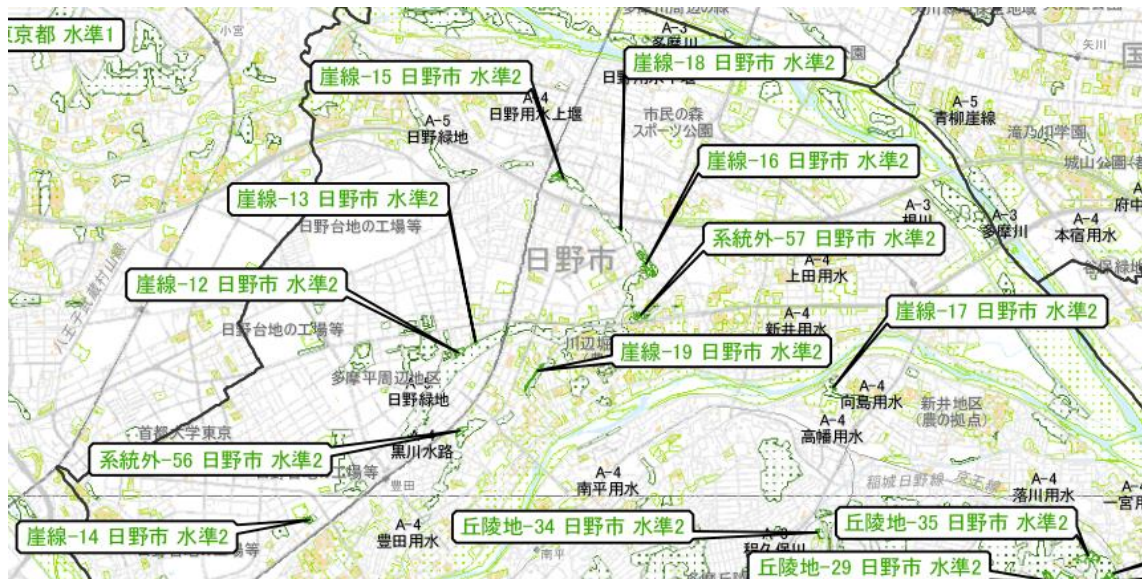


計画策定時の検討体制図

出典：緑確保の総合的な方針（2016年3月、東京都）

- ・東京都は、規制等の強さなどの緑地保全の担保性によって、確保水準1～3を個々の緑地に設定し、区市町村と共有を図っている。

- 水準1：計画期間内に、緑地の買収により保全するもの又は法や条例に基づいて、強い規制をかけることにより、確実に保全していくもの
- 水準2：計画期間内に、法や条例等に基づいて、許可による行為制限や税の優遇などにより保全していくもの
- 水準3：計画期間内に、行為の届出や緑地の所有者との間で保全に関する協定を結ぶなど、緩い制限により、保全に取り組むもの



既存の緑を守る方針図

出典：緑確保の総合的な方針（2016年3月、東京都）

3) 県民の満足度の向上に寄与する緑の創出

埼玉県では、鉄道駅周辺等に広がる市街地において、緑の量（緑被）が少ない状況となっている。市街地では緑化余地が限られることから、今後緑の量を大幅に増大させていくことは困難と考えられる。

本業務では、上記のような高密市街地においても県民から評価される緑（心地よいと感じる緑の地点）が存在することが調査によって明らかとなり、現地調査等によって、満足度に寄与すると考えられる緑の態様について整理した。

ここでは、緑化余地が限られる市街地等において、県民が満足する緑を、どのような取組によって創出していくことができるかについて考察する。

前章までの調査の結果、満足度に寄与すると考えられる緑の態様は次のとおりである。

【満足度に寄与すると考えられる緑の態様】

- i) 様々な種類（あるいは創出主体）の緑が、連続している状況
- ii) 市街地における公園、農地等の緑空間の存在
- iii) 駅前における緑の存在

上記 i～iii の緑の態様を創出するため、埼玉県が実施する取組として、次の①、②、③の視点で整理する。

- ①連続性の確保：i の態様の創出を目指す取組
- ②市街地における公園、農地等の緑空間の確保：ii の態様の創出を目指す取組
- ③駅前における緑の創出：iii の態様の創出を目指す取組

①連続性の確保

i) 実現に向けて支障となる課題事項の整理

既成市街地において、様々な主体が現在よりも積極的に、連続性を意識した緑化を実施することが重要となる。個々の施設や敷地のみを捉えるのではなく、周辺施設等との連続性を考慮した緑化を、緑化主体が検討するように要請、誘導していくことが、課題となる。

ii) 想定される課題への具体的解決手法の整理

○緑化テーマに該当する緑化事業への支援

- ・現在埼玉県が実施している「身近なみどり民間施設緑化事業」は、公開性のある緑化事業に対して、「県民が利用できる緑」、「癒しを与える緑」、「地域に根差した緑」、「緑視率の高い緑」、「ヒートアイランド対策」のテーマに該当する場合に補助を行うものである。
- ・今後、当事業が条件とする上記のテーマや必要要件を更に拡充し、周辺施設等の緑との連続性を考慮した提案を求めていくことが効果的であると考え。例えば、周辺の緑化状況も把握した上で、緑化箇所等を検討、緑化方針を立案する等

が考えられる。

○複数の敷地が協力した連続性のある緑の創出に対する支援（市町村事業への支援を含む）

- ・連続する複数の敷地や一定範囲の街区が協力して緑を連続させようとする取組に対して支援することが効果的であるとする。
- ・埼玉県が直接緑化主体に助成するのみならず、市町村に対して生垣補助制度等を拡充するよう要請したり、緑化の担い手育成を見据えた技術支援を行う等が考えられる。[参照事例③、④]

[参照事例③] 世田谷区（一般財団法人世田谷トラストまちづくり）

3軒からはじまるガーデニング支援制度

- ・近隣3軒以上のグループで協定を結び、ガーデニング支援を申し込むことで、緑化プランづくりから植え込みまでの緑化アドバイス、資金助成等の支援を受けることができる。

【制度の内容】

対象となる場所：区内の私有地で、誰もがその景観を共有できる、道路（袋小路含む）沿いの場所が対象です。

支援グループの要件：以下の全てを満たすグループ。

- ・区民（同居の親族は除く）3軒以上で構成されたグループ。
- ・メンバーそれぞれが、お住まいの住宅で緑化活動を行うグループ。
- ・原則として、一街区程度の一つの通りに面する住宅（交差点を挟んで接する住宅も含む）に住む区民により構成されたグループ。ただし、集合住宅については、一戸の住宅とみなし、所有者の承諾が必要です。
- ・地域での花とみどりあふれるまちづくり活動に理解と熱意があり、継続する意思があること。

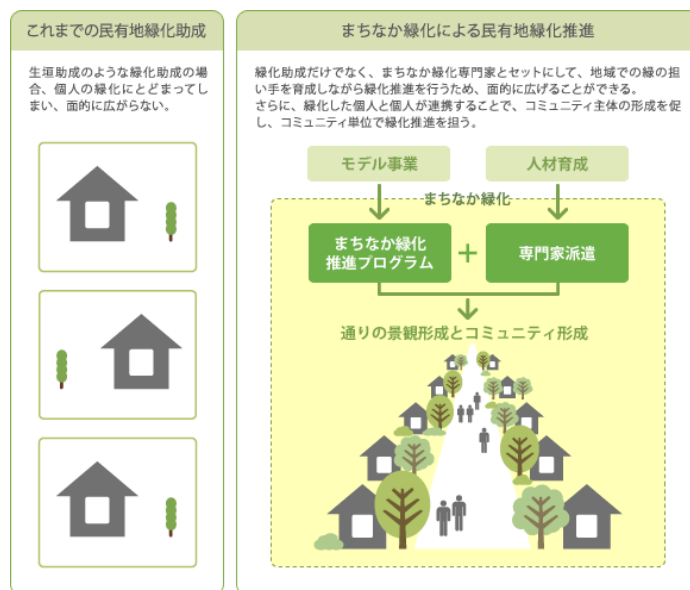
※グループメンバー間で、「環境にやさしい街並づくり協定」を結んでいただきます。

参照：一般財団法人世田谷トラストまちづくりホームページ

https://www.setagayam.or.jp/trust/green/gardening_support/seido.html

[参照事例④] 東京都（東京都公園協会） 界隈緑化推進プログラム

- ・界隈単位での緑化に対して、専門家を派遣し、地域での緑の担い手を育成しながら緑化推進を行う。



出典：公園財団法人 東京都公園協会

<https://www.tokyo-park.or.jp/machinaka/kaiwai/about.html>

②市街地における公園、農地等の緑空間の確保

i) 実現に向けた支障となる課題事項の整理

既存市街地では、既存の面的な緑が喪失しないよう、特に重要な空間については、住民等に対して、緑地の重要性を伝えるとともに、開発圧に対する制度上の担保を加えておくことが課題となる。

また、緑地や農地が空閑地となっている場合には、当該空間を、地域ニーズ等に合致した緑地として再生することが課題となる。

ii) 想定される課題への具体的解決手法の整理

○重要な緑地の指定

- ・県と市町村が連携し、重要な緑地を指定することが考えられる。例えば制度上、指定した農地を都市計画公園などとして指定し、営農継続が困難な場合に、行政が農地を取得し公園として整備することを可能とした例もある [参照事例⑤]。行政が、重要な緑地として指定することで、緑地の重要性について住民理解が進むことも期待できる。

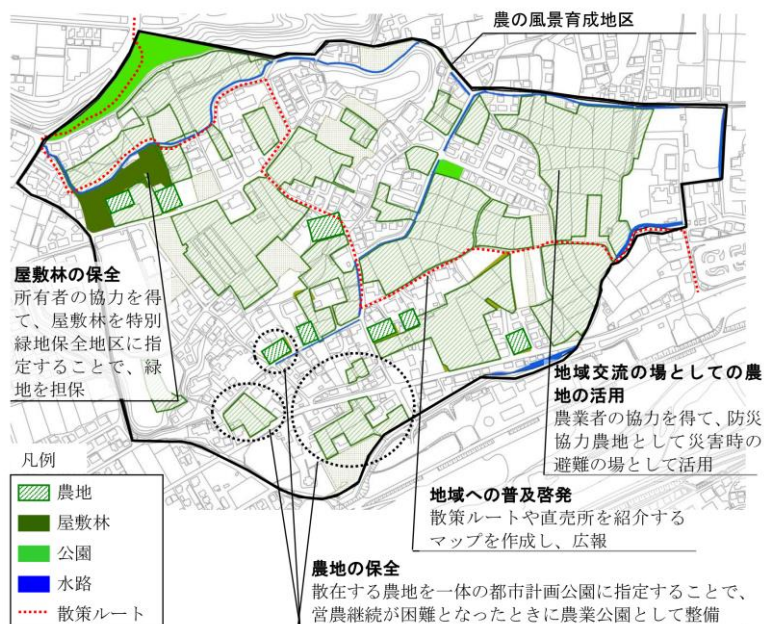
[参照事例⑤] 東京都 農の風景育成地区制度

- ・区市町と協力して農地や屋敷林などが比較的まとまって残る地区を指定し、農地等の保全を図るために都市計画制度などを積極的に活用。

【地区指定の効果】

1. 農の風景育成地区内では、散在する農地を一体の都市計画公園などとして指定することを可能とし、これにより農業の継続が困難となった場合にも、区市町が農地を取得し農業公園として整備することができます。
2. 地区指定に際し、農業者との協力、連携が図れたことで、農地の活用を通じた農業者と地域住民との交流がさらに促進されます。
3. 都市農地の重要性などについての住民の理解が進み、農のある風景が育まれます。

地区指定された区域内で展開される取組 (例)



出典：東京都都市整備局ホームページ

https://www.toshiseibi.metro.tokyo.lg.jp/seisaku/midori_kakuho/chikuseido.html

○地域住民等のアイデアに沿った緑地利活用

- ・地域住民からの緑地活用のアイデアを募集し、当アイデアを実現できる公園や緑地、空閑地を行政が選定、マッチングすることで、幅広いニーズに対応することができ、効果的であるとする。〔参照事例⑥〕

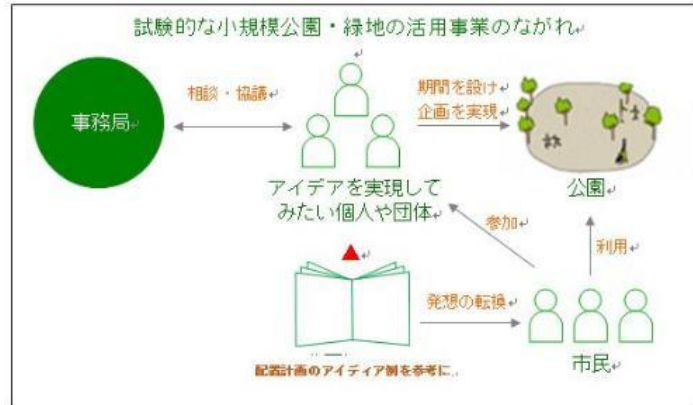
〔参照事例⑥〕 西東京市 小規模公園・緑地活用アイデア企画

- ・市民が実現したいアイデアを募集し、行政は一定期間、そのアイデアを公園等で実現する。

【実現を目指すアイデアの対象】

- ・次の3つの考え方で企画されたものが対象。

1. 活動する人たちが楽しいこと
2. 誰でも活動に参加できること
3. 地域のためになること



出典：西東京市ホームページ

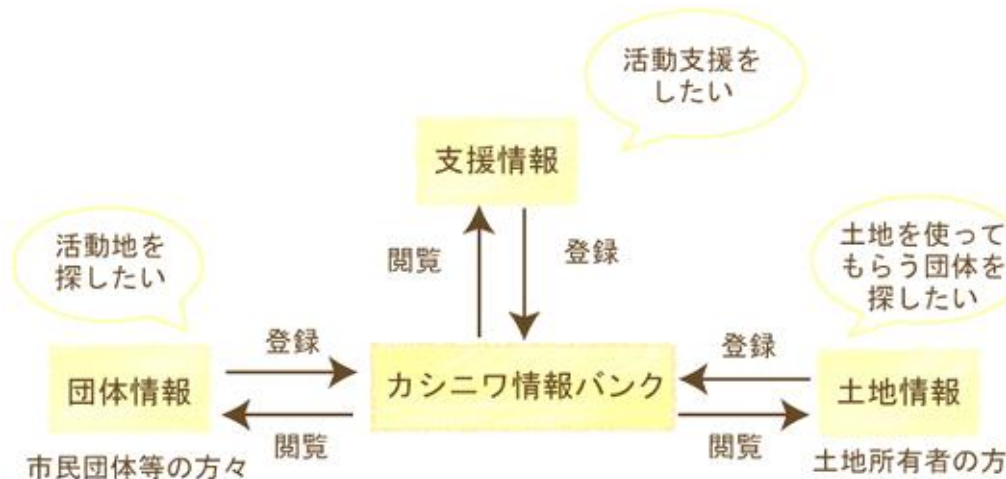
https://www.city.nishitokyo.lg.jp/smph/kurasi/koen/koenryokuchi_oshiras/syoukibokouen.html

○空閑地のニーズマッチング

- ・使われていない土地の所有者と、活動ニーズのある団体等をマッチングすることで、管理不十分となっている土地を、地域コミュニティの拠点や公園に準じて遊べる場として、地域に提供することが効果的であるとする。〔参照事例⑦〕

〔参照事例⑦〕 柏市 カシニワ制度

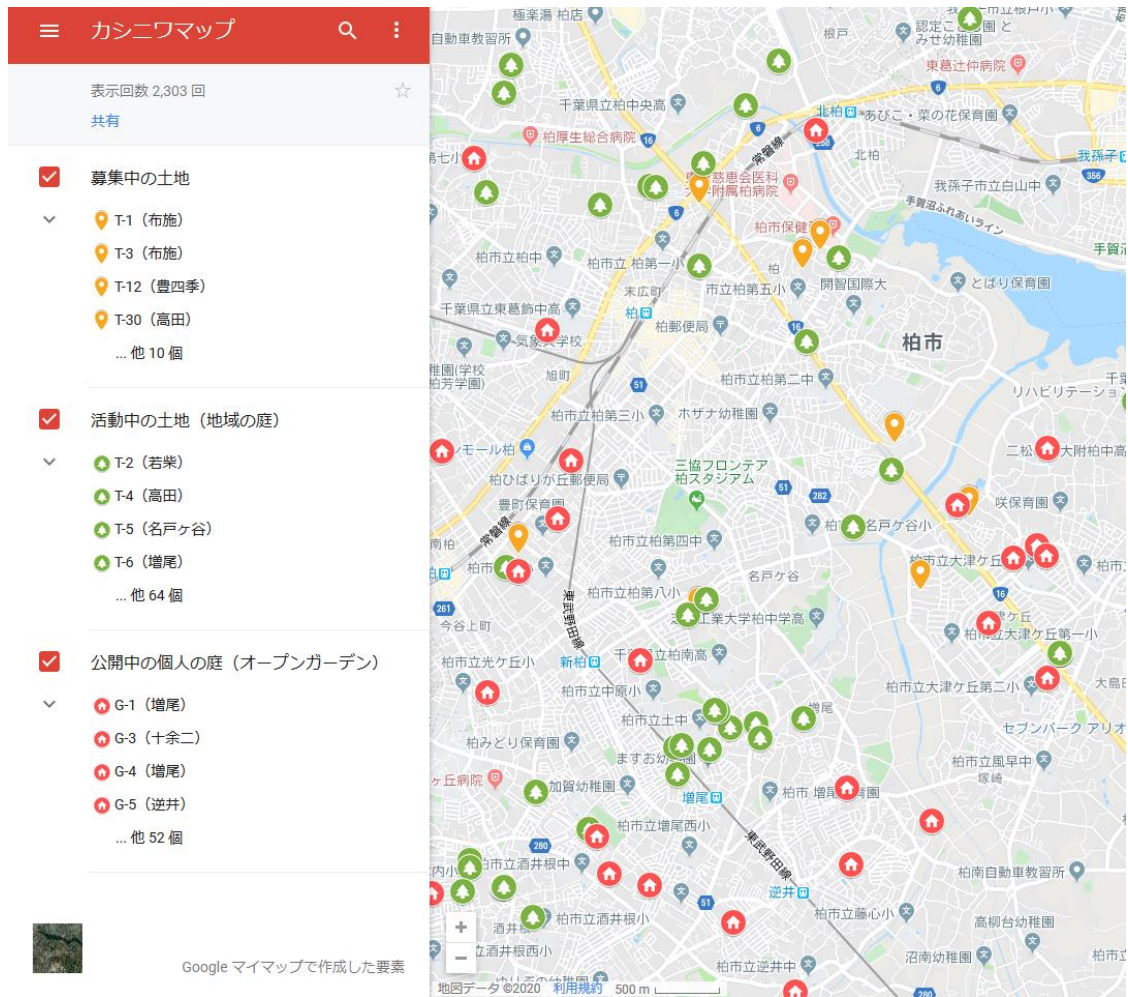
- ・「土地を使ってもらいたい」土地所有者、「土地を使いたい」市民団体等、「市民団体等の活動を支援したい」市民の方、それぞれの情報を「カシニワ情報バンク」に市が集約して、市が仲介を行う。
- ・さらに、土地所有者と市民団体等とのマッチングが図れ、市民団体等が活動を行っている場所を「地域の庭」として一般に公開し、誰でも利用できるオープンスペースとする。



出典：柏市ホームページ

<http://www.city.kashiwa.lg.jp/soshiki/110600/p042713.html>

・カシニワ情報バンクに集約された各種情報は、ホームページで公開され、誰でも閲覧が可能となり、マッチングの可能性を広げている。



募集中の土地や活動中の土地の情報が一覧できる

カシニワ 支援情報を見る

いいね! 0

ツイート

最終更新日 2019年8月21日 | ページID 051008 | 印刷

支援をしたい方の情報

問い合わせは、住環境再生室 電話番号 (04-7167-2528) までお願いします。

支援提供概要		
概要	写真	PR
サギ草球根の提供		引渡しは2月中旬頃となります。 湿地性の植物ですので、水の管理が重要です。 まとまった単位での引き取りを希望します。
チューリップ球根の提供		あけぼの山農業公園のチューリップの球根です。 紫、ピンク、赤、黄色、混合等何種類があります。 植える時期は10月頃が目安です。

球根や腐葉土の提供から事務機器の提供、耕耘の手伝い等幅広い支援情報が集まる

③駅前における緑の創出

i) 実現に向けた支障となる課題事項の整理

まずは駅前に広場等のオープンスペースが存在する場合、当該敷地の積極的な緑化を推進していくことが重要である。

一方、高密な市街地では緑化余地が限られ、現状以上に緑の量を確保することができない状況も考えられる。その際、現在ある緑の維持管理等を手厚くし、質の向上を図る事で満足度を高めていく方向性も検討される。

ii) 想定される課題への具体的解決手法の整理

○民間事業者による自主的な緑化の促進

- ・駅前の広い範囲が民間事業者の敷地であり、民間事業者が法や条例が義務付ける緑化基準以上に緑化を推進することが、緑を創出するために重要となる。
- ・緑化に対する支援や優良緑化事例の表彰等によって民間事業者にインセンティブを付与する取組の他に、自主的な緑化に協力する民間事業者を募集し、連携可能性を探っていくことも、施策充実にに向けた取組として重要と考える。[参照事例⑧]

[参照事例⑧] 東京都 自主的緑化の協力事業者の募集

- ・自主的緑化を行う事業者を東京都が募集し、登録する。協力事業者は、定期的に緑化計画や実績を報告、必要に応じて都が開催する会議やヒアリングに参加する等の協力を行う。
- ・東京都は、都のホームページでは、協力事業者を公表している。

自主的緑化：以下に示す取組

- ・新規開発地において、条例で定める基準を上回る緑化を行った場合
- ・既に開発を終えた建築敷地で新たに緑化を行った場合
- ・事業用地や工事現場等の低未利用な土地や空間を活用して緑化を行った場合
- ・都市開発諸制度の活用による基準を上回り緑化を行った場合

協力事業者：都市づくりに関わる民間事業者で、東京都が推進する自主的緑化の取組に賛同し、業務等を通じた緑化に継続して取り組むことが可能な事業者

協力内容：

- ・東京都内において、緑あふれる都市の実現に資する都市空間の緑化、新たな緑の創出（地上部緑化、屋上緑化、壁面緑化 など）
- ・都内における当該年度の緑化実績及び緑化計画のうち、自主的緑化分を都に報告（協力事業者に対し、一斉に調査を実施）
- ・必要に応じて、都が開催する実務者会議、ヒアリングへの参加

○少量の緑の創出を駅前の共通ルールとして啓発

- ・緑視率調査結果から、少量であっても常に緑が目に入る状態であることが満足度を高めると考えられる。
- ・駅前等に建ち並ぶ店舗においては店先に花や緑を配置したり、街路樹の無い道路上に花壇を設置する等の工夫が考えられる。また、室内の窓際に緑を配置することでも、道路等から目に入る緑を創出できる。こういった工夫を、駅前の一定範囲において、ルールとして共有することも考えられる。[参照事例⑨]

[参照事例⑨] 渋谷区 わがまちルール

- ・地区住民等や区の認定を受けた「まちづくり協議会」などが、「ご近所」や「町丁目」といった身近な生活区域を対象とした自主的なルールを作成し、地区内合意の後、「わがまちルール」として区へ申請、登録する制度。
- ・ルールの運用は地域住民等が自主的に行い、法的拘束力は無いが、区の条例に基づくものであること、区のホームページで公表される等のメリットがある。
- ・行政が作成する計画では困難であった生活上のルールが規定されている例もある。

渋谷中央街まちづくりルール（抜粋）

1. 名称
2. 適用する位置及び区域
3. 策定する理由
4. 適用する期間
5. 渋谷中央街まちづくりルールの目標及び方針
6. 渋谷中央街まちづくりルールの内容（抜粋）
(3) まちの美化と環境の向上
③まちの美化に努め、特に店舗や事業所の前面道路の美化清掃に努めます。
⑥道路に面した敷地内には、花や緑を設置し、潤いある環境の創出に努めます。
7. 運用会議
8. ルールの改正

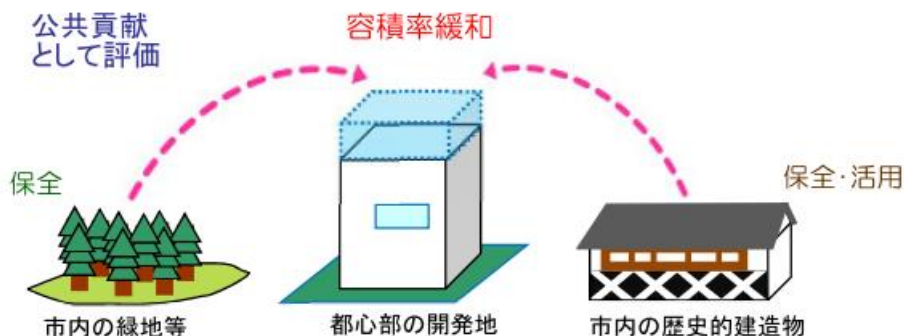
まちづくりルール抜粋

○既存の緑の維持管理を公共貢献とみなす

- ・緑化余地が無く、現状以上に緑を創出できない場合、既存の緑の維持管理を公共貢献としてみなし、緑化実施によって得られる支援と同程度の支援を受けることができる仕組みを整備することも考えられる。[参照事例⑩]

[参照事例⑩] 名古屋市 都心における容積率緩和制度の運用

- ・民間事業者が「都市再生への効果」がある提案をした場合、相応の容積率の割増しを行う。
- ・具体的には、市の運用指針において、提案の優良性を評価する項目に、「地域への十分な都市再生への貢献とともに、都市環境の改善・向上へ寄与する取り組みとして、都心部における公共空間、市内の良好な緑地や水辺空間、または歴史的建造物などの都市の環境資産を創出・保全・活用するもの。」を挙げている。



出典：名古屋市都市再生特別地区運用指針の概要（名古屋市）

(2) 地域別の緑の保全、創出の方向性

1) 南部地域

① 緑の状況

i) 緑の量 (緑被) [参照：第1章]

○緑被率は県内で最も低い0.15である。

- ・地域の大半は荒川低地であり、鉄道が地域を南北方向に貫き、市街地が形成されている。
- ・市街地内では緑が少ない状況にあるが、市街地と接する荒川沿い、芝川沿いには樹林が広がっており、また市街地内にも樹林地が点在している。
- ・地域の北東部にはまとまりある農地が形成されている(安行)。

○本地域では、南側の荒川と市街地を貫く芝川、安行の農地が緑の骨格となっており、市街地内においては点在する樹林地が緑の拠点となっている。

ii) 県民のニーズ (県民意識調査結果) [参照：第2章]

○家の周りの緑について恵まれている(「恵まれている」、「やや恵まれている」と感じている人の割合が県内10地域で最も低く、回答者の約4割である。[図2-9])

○居住者が緑に恵まれていると感じる理由は「様々な場所に緑があるから」が最も多く半数を超えている。また「目に見える緑が多いから」の理由は県の平均を下回り、さらに恵まれていないと感じる理由では「目に見える緑が少ないから」が県の平均を上回っている。[図2-12、2-14]

○緑の種類別にみると、公園と街路樹は県の平均よりも「心地よさ」が高い。山地の緑、田畑等は「心地よさ」が低く、心地よさの平均値が県全体の平均値を下回っている。[図2-18]

② 緑被の状況と県民ニーズからみる身近な緑の保全、創出の方向性 (案)

○広く市街地が形成され、緑化余地が限られていることから緑被率も低く、居住者の緑に対する満足度は、県内で最も低い状況である。県民意識調査からは、緑に対する満足度の要因として、目に見える緑の多寡が考えられることから、緑化余地が限られる中でも、市街地内における目に見える緑の創出が、緑に対する満足度を高める上で重要と考える。

○本地域では、特に公園と街路樹の心地よさが高く、保全・創出の意向も高いことから、市街地内の貴重な緑として保全創出を図り、さらに行政のみならず多様な主体が参画することで緑の維持管理を進めていくことが重要と考える。

2) 南西部地域

①緑の状況

i) 緑の量(緑被) [参照: 第1章]

○緑被率は県内で4番目に低い0.38であるが、県南ゾーン内では最も緑の量が多い地域である。

- ・地域の大半が武蔵野台地等の台地上に位置しており、地域の西側にはまとまりある田畑が形成されている。
- ・鉄道が貫く地域の中央部は市街地が形成され、緑が少ないものの、面積の大きな樹林が点在している(大和田通信基地、平林寺境内林、陸上自衛隊朝霞駐屯地、青葉台公園周辺、志木ニュータウン等)。
- ・東側の低地部では荒川、新河岸川沿いに樹林が形成されており、その間に水田が広がっている。

○本地域では、地域の中央に形成されている市街地を、武蔵野台地上の農地と、荒川沿いの低地の樹林や水田が両側から取り囲み、緑の骨格となっている。市街地内においては、一定面積を有する樹林が緑の拠点となっている。

ii) 県民のニーズ(県民意識調査結果) [参照: 第2章]

- 家の周りの緑について、恵まれている(「恵まれている」、「やや恵まれている」と感じている人の割合は、県南ゾーン内の地域で最も高く、埼玉県全体の平均(52.5%)と同程度となっている。[図 2-9]
- 居住者が緑に恵まれていると感じる理由は「様々な場所に緑があるから」が最も多い。「目に見える緑が多いから」が続くが、県内10地域のなかでは最も回答割合が低い。さらに、緑に恵まれていないと感じる理由では「目に見える緑が少ないから」の回答割合が県内で最も高い。一方、「大きな緑の空間が無いから」は県内平均を下回る。[図 2-12、2-14]
- 緑の種類別にみると、公園と街路樹に「心地よい」と感じ、かつ「保全・創出が重要」と考えている。個人の家緑も「心地よさ」の値が高い。その他の緑の種類については、県の平均と同程度であり心地よさの平均は低い状況である。[図 2-19]

②緑被の状況と県民ニーズからみる身近な緑の保全、創出の方向性(案)

- 市街地は緑の総量は少ないものの、面積の大きな樹林が点在し、また農地も市街地の中でモザイク状に広がり、一定の面的な緑の空間が形成されている。県民意識調査からは、これらの緑の心地よさが、県の平均と同程度であることから、本地域の特徴的な緑として県民満足度を高めることに繋げていく必要がある。
- したがって、これらの緑を確実に保全するとともに、満足度を高める緑の態様として考えられる「人が立ち入ることのできる空間」として居住者等に提供することが重要と考える。維持管理が不十分な樹林、農地等を把握し、管理水準を改善することも検討する必要がある。

3) 東部地域

①緑の状況

i) 緑の量(緑被) [参照: 第1章]

○緑被率は 0.37 で県内 10 地域中 9 番目である。市町村の緑被率の大小に差がみられる。

- ・鉄道が走る地域西側と南側に位置する市町村で市街地が形成されており緑が少ない状況にある。
- ・市街地内を流れる元荒川等の河川沿いには樹林が形成されており、江戸川と大落古利根川に挟まれた地域の東側では水田が広がっている。

○本地域では、地域の東側にひろがる農地ならびに、地域内を流れる河川とその沿川の樹林が緑の骨格となっている。

ii) 県民のニーズ(県民意識調査結果) [参照: 第2章]

- 家の周りの緑について、恵まれている(「恵まれている」、「やや恵まれている」と感じる人の割合は約4割であり埼玉県全体の平均よりも低い。[図 2-9]
- 居住者が緑に恵まれていると感じる理由として「様々な場所に緑があるから」が最も多く、また県の平均も上回っている。恵まれていないと感じる理由として「大きな緑の空間が無いから」が最も多く県内 10 地域のなかでも回答割合は高い。[図 2-12、2-14]
- 緑の種類別にみると、河川敷・河川の「心地よさ」が全県よりも高い。一方、特に山地の緑、丘陵地の緑、雑木林等の心地よさは、全県平均よりも大幅に下回っている。[図 2-20]

②緑被の状況と県民ニーズからみる身近な緑の保全、創出の方向性(案)

- 鉄道周辺に形成されている市街地内では、綾瀬川、元荒川等の河川が東西方向の緑のネットワークを形成している。県民意識調査では河川敷・河川の心地よさが全県平均よりも高い評価を受けており、引き続き保全していくことが重要である。
- 緑の満足度の要因として「様々な場所に緑があること」があげられており、河川、農地、樹林等、それぞれの緑が県民に身近であることがうかがえる一方、「大きな緑の空間が無いから」が緑に恵まれていない理由として最も多く、面的な緑の空間創出が期待される。
- 市街地内の樹林は貴重な緑の空間であるが、雑木林・屋敷林・境内林等を感じる心地よさが低いことから、維持管理が不十分な樹林を把握し、管理水準を改善することも検討する必要がある。市街地が広く形成されている県南ゾーンの中では、街路樹に対して感じる心地よさが最も低い状況にあり、市街地内の重要な緑として、維持管理の質を高めていくことを検討する必要がある。

4) さいたま地域

①緑の状況

i) 緑の量(緑被) [参照: 第1章]

○緑被率は0.37であるが、一地域(さいたま市)の中で、緑が偏在している。

- ・複数の鉄道の結節点となる地域であり、鉄道を中心に市街地が広がっている。市街地内は緑が少ないが、氷川神社、大宮公園等、まとまりのある樹林も点在している。
- ・地域の西側を流れる荒川沿いに樹林と水田がまとまっている。また、芝川と綾瀬川に挟まれて田畑が広がっている(見沼田圃)。

○本地域では、中央に広がる市街地内では一定範囲の面積を有する樹林等が緑の拠点となっており、また市街地全体を取り囲む河川とその周辺の農地が、本地域の緑の骨格となっている。

ii) 県民のニーズ(県民意識調査結果) [参照: 第2章]

○家の周りの緑について約半数の回答者が恵まれている(「恵まれている」、「やや恵まれている」と感じており、埼玉県全体の平均と同程度である。[図2-9])

○居住者が緑に恵まれていると感じる理由として「様々な場所に緑があるから」が最も多いが、県内10地域のなかでは最も回答割合が低い。一方、「大きな緑の空間があるから」は秩父地域に次いで県内2番目である。しかし緑に恵まれていない理由として「大きな緑の空間が無いから」が最も多く、大きな緑の空間の存在が、本地域において重要であることがうかがえる。「目に見える緑が少ないから」を恵まれていない理由とした回答割合は、県内10地域で最も低い。[図2-12、2-14]

○緑の種類別にみると、公園、街路樹、個人の家々の緑については、「心地よさ」の値が高い全県の傾向と同様である。駅前の緑については、他地域と比較して「心地よさ」の値が高く、また「保全・創出の重要度」も高い。[図2-21]

②緑被の状況と県民ニーズからみる身近な緑の保全、創出の方向性(案)

○大きな緑の空間の存在が、本地域における緑の満足度の要因として考えられ、県内でも特に高密な市街地が形成されており緑化余地が限られている中で、市街地内の緑の核となる空間を創出していくことが求められる。

○複数の鉄道が走る本地域では、駅前の緑が、他地域よりも心地よさが高く、保全・創出の意向も高い。地域の玄関口となる駅前の緑の保全、創出を、県民等の参画を得てより一層取り組んでいくことが重要であると考えられる。

5) 県央地域

①緑の状況

i) 緑の量(緑被) [参照: 第1章]

○緑被率は0.51であり、県内10地域のうち6番目である。圏央道ゾーンのなかでも最も緑被率が低い。

- ・大宮台地上にある平坦な地形が広がっており、東側を流れる元荒川、綾瀬川、西側を流れる荒川沿いに田畑が広がっている。
- ・地域の中央を南北に鉄道が走り、その周辺に広がる市街地には緑が少ない。

○県央地域では、地域の東側、西側を流れる河川に挟まれて市街地が形成されており、河川と、市街地を取り囲むように広がる農地が、本地域の緑の骨格となっている。

ii) 県民のニーズ(県民意識調査結果) [参照: 第2章]

○家の周りの緑について、約半数の回答者が、恵まれている(「恵まれている」、「やや恵まれている」と感じている。[図2-9]

○居住者が緑に恵まれていると感じる理由として、「様々な場所に緑があるから」が最も多い。次いで「目に見える緑が多いから」が続き、当該回答は県内平均を上回り、10地域の中でも2番目に多い。さらに恵まれていない理由として「目に見える緑が少ないから」が最も多く、県内平均を上回っている。[図2-12、2-14]

○緑の種類別にみると、全県の傾向と概ね同じであるが、河川敷・河川の「心地よさ」の値が全県よりも低い。[図2-22]

②緑被の状況と県民ニーズからみる身近な緑の保全、創出の方向性(案)

○県民意識調査から、緑の満足度について、目に見える緑の量のニーズが県内のなかでも特に高いことがうかがえる。緑化余地に限られる中でも、住宅地内等における目に見える緑の創出が、緑に対する満足度を高める上で重要である。

○本地域内では鉄道駅周辺の町丁目の緑被率が特に低いことから、市街地の中でも駅前にて重点的に、目に見える緑の創出に取り組むことも効果的であると考え。また、駅周辺から離れた住宅地では、樹林、農地が散在していることが緑被図からみてとれることから、一定の面的な緑の空間を保全、活用していく方向性を検討することも重要と考える。

6) 川越比企地域

①緑の状況

i) 緑の量(緑被) [参照: 第1章]

○緑被率は県内で2番目に高い0.74であり、県全体の緑被率平均0.67を上回る。

- ・地域内で緑が偏在しており、外秩父山地の外縁に位置する西側の市町村は、緑が約9割を占めている。
- ・地域中央の丘陵、台地部では緑被率が約7~8割となり、東側の低地部では5~7割程度となる。
- ・地形の間を流れる荒川、市野川等の河川の沿川にまとまった樹林、水田が広がっている。
- ・鉄道各駅周辺に形成されている市街地には緑が少なく、大きな公園等が比較的まとまりのある緑を有している。

○本地域では、西側の山林、丘陵、台地部の樹林、河川沿いに広がる農地が緑の骨格を成しており、市街地を取り囲んでいる。

ii) 県民のニーズ(県民意識調査結果) [参照: 第2章]

○家の周りの緑について、約57%の回答者が、恵まれている(「恵まれている」、「やや恵まれている」と回答しており、埼玉県全体の平均(52.5%)を上回る。[図2-9]

○居住者が緑に恵まれていると感じる理由として「目に見える緑が多いから」が最も多く、県内10地域のなかでも最も回答割合が高い。一方、恵まれていない理由として「目に見える緑が少ないから」は県内平均を下回っている。また「大きな緑の空間が無いから」が県内平均を上回り、「草花に触れたり、遊んだりできる緑の空間が少ないから」も県内10地域のなかで3番目に多い。[図2-12、2-14]

○緑の種類別にみると、公園と個人の家の緑が県全体よりも「心地よさ」が高い。田畑と雑木林・屋敷林・境内林については、県全体では「心地よさ」の平均値が「どちらともいえない」を下回ることに対して、本地域では上回っている。一方、街路樹は、県全体よりも「心地よさ」が低い。[図2-23]

②緑被の状況と県民ニーズからみる身近な緑の保全、創出の方向性(案)

○県民意識調査結果から、「目に見える緑の多寡」が緑の満足度の要因のひとつであり、本地域では、県内他地域よりも目に見える緑が多いと評価されていることが想定される。緑の少ない市街地においては、目に見える緑についての現在の状況を維持、必要に応じて新たに創出していくことが重要である。

○一方、大きな緑の空間の存在について評価が低く、また草花に触れたり遊んだりできる空間が、居住者にとって少ないと感じられる状況が考えられる。公園、農地の「心地よさ」が比較的高いことから、居住者が滞在、活動できる緑の空間を増やしていくことが、緑の満足度を高めることにつながると考えられる。

7) 西部地域

①緑の状況

i) 緑の量(緑被) [参照: 第1章]

○緑被率は県内で3番目に高い0.72であるが、地形条件によって緑の状況は異なっている。

- ・西側の外秩父山地を有する飯能市は市域の9割を緑が占めている。
- ・地域中央に位置する高麗、加治、狭山等の丘陵部では、まとまった樹林、農地等が広く分布するとともに鉄道駅周辺に市街地が形成され、緑が少ない範囲も存在する。
- ・東側の武蔵野台では広がりある農地が形成されている。

○本地域では、鉄道沿線を中心とする市街地を、西側の山林、丘陵部の農地等の緑が取り囲み、緑の骨格となっている。

ii) 県民のニーズ(県民意識調査結果) [参照: 第2章]

○家の周りの緑について、約64%の回答者が、恵まれている(「恵まれている」、「やや恵まれている」と回答しており、圏央道ゾーン内の地域で最も高く、県内10地域でも秩父に次いで2番目である。[図2-9]

○居住者が緑に恵まれていると感じる理由、恵まれていないと感じる理由は、県全体の傾向とほぼ同様の傾向にある。「様々な場所に緑があるから」が最も多く、「目に見える緑が多いから」、「大きな緑の空間があるから」が続く。緑に恵まれていないと感じる理由は、「目に見える緑が少ないから」が最も多く、「大きな緑の空間が無いから」が続く。[図2-12、2-14]

○緑の種類別にみると、丘陵地の緑と山地の緑は、「心地よさ」の平均値が「どちらともいえない」を下回っているものの、県全体よりは高くなっている。雑木林・屋敷林・境内林については、県全体では「どちらともいえない」を下回るが、本地域では上回っている。[図2-24]

②緑被の状況と県民ニーズからみる身近な緑の保全、創出の方向性(案)

○県民の緑に対する満足度は、県内で秩父地域に次いで高いことから、今後もこの満足度を維持していくことが重要である。

○西側の外秩父山地の範囲では、山地の緑に恵まれており、県全体よりも「心地よさ」の高い状況を維持するため、適切に保全していくことが必要である。

○中央の丘陵部、東側の台地では、樹林や農地が広く分布しているものの、鉄道駅周辺の市街地では緑が少ない。雑木林・屋敷林・境内林の心地よさが、県全体よりも高いことから、県民がこれらの空間によりアクセスできる、親しむことのできる状況を創出することも効果的ではないかと考える。

8) 利根地域

①緑の状況

i) 緑の量(緑被) [参照: 第1章]

○緑被率は 0.58 であり、県内 10 地域のうち 5 番目である。地域内の全ての市町村が、緑被率 5 割~6 割程度であり、市町村で見ると緑の偏在は見られない。

- ・地域の大半が勾配の緩やかな低地であり、広大な水田地帯となっている。
- ・鉄道駅周辺には市街地が形成され、緑が少ない範囲が存在する。

○本地域では、地域の北側の流れる利根川と、市街地を取り囲む広がりある水田が、地域の緑の骨格となっている。

ii) 県民のニーズ(県民意識調査結果) [参照: 第2章]

○家の周りの緑について、約 57%の回答者が、恵まれている(「恵まれている」、「やや恵まれている」と回答し、埼玉県全体の平均(52.5%)を上回っている。[図 2-9]

○居住者が緑に恵まれていると感じる理由として、「様々な場所に緑があるから」が最も多く、県内 10 地域のなかでも最も多い。また「大きな緑の空間があるから」は県平均を下回っている。緑に恵まれていないと感じる理由として、県内 10 地域のなかで唯一「草花に触れたり、遊んだりできる緑の空間が少ないから」が最も多くあげられた(4割がこの理由を選択)。[図 2-12、2-14]

○緑の種類別にみると、河川敷・河川と田畑の「心地よさ」が県全体平均よりも高く、特に田畑については、個人の家緑、公園と並んで高い値を示しており、圏央道ゾーンの位置する地域では唯一の傾向である。一方、山地の緑は県全体を下回っている。[図 2-25]

②緑被の状況と県民ニーズからみる身近な緑の保全、創出の方向性(案)

○本地域の特徴である広大な農地について、居住者は「心地よい」と高く評価しており、今後も保全していくことが重要である。

○一方、鉄道駅周辺に形成されている市街地では緑が少ない。県民意識調査では緑の満足度について、「大きな緑の空間の存在」、「草花に触れたり、遊んだりできる緑の空間の存在」について評価が低いことから、こういった空間の創出が、県民の満足度を高めていくことにつながると考える。

9) 北部地域

①緑の状況

i) 緑の量(緑被) [参照: 第1章]

○緑被率は0.69であり、埼玉県平均の0.67を上回り、県内10地域のうち4番目である。

- ・地域の西側に位置し、山地を有する町は緑被率が0.8程度である。
- ・中央に広がる台地、東側の低地に位置する市町では、荒川、利根川の河川の沿川に農地が広がり、鉄道駅周辺に市街地が形成されている。

○本地域では、西側の山林と、荒川、利根川沿いに広がる農地が市街地を取り囲み、緑の骨格となっている。

ii) 県民のニーズ(県民意識調査結果) [参照: 第2章]

○家の周りの緑について、恵まれている(「恵まれている」、「やや恵まれている」と感じている人の割合は約62%である。[図2-9]

○居住者が緑に恵まれていると感じる理由として、「様々な場所に緑があるから」が最も多く、県内10地域のなかでも3番目に多い。恵まれていないと感じる理由として「目に見える緑が少ないから」が最も多く、県内10地域のなかでも3番目に多い。また、県内10地域のなかでは唯一、「樹木や花の管理が行き届いていないから」の回答が2割近くあった(他地域は全て1割未満)。[図2-12、2-14]

○緑の種類別にみると、田畑が県平均を大幅に上回るなど、ほとんどの緑の種類が、「心地よさ」の値が「どちらともいえない」を上回るあるいは同程度となっている。一方、公園は、県全体よりも「心地よさ」が低くなっている。[図2-26]

②緑被の状況と県民ニーズからみる身近な緑の保全、創出の方向性(案)

○緑被率が比較的高い状況でありながら、恵まれていないと感じる理由として「目に見える緑が少ないから」が多く挙げられていることから、鉄道駅周辺をはじめ、居住者が生活する市街地において緑が視界に入らない状況であることが想定される。緑の種類別の心地よさでは県の平均よりも概ね高い評価を受けているなか、駅前の緑がその傾向にないことから、駅前において、特に目に見える緑を重点的に創出することが重要であると考え。

○また、緑に恵まれていないと感じる理由として、「樹木や花の管理が行き届いていないから」が他地域よりも多く挙げられており、身近な緑の管理水準を高めていくことも、満足度を高める上で重要であると考え。

10) 秩父地域

①緑の状況

i) 緑の量(緑被) [参照: 第1章]

○緑被率は県内で最も高い0.89であり、埼玉県平均の0.67を大きく上回る。

- ・地域内のすべての市町村が、緑被率0.85を超えており、秩父駅周辺など、限られた範囲で緑被率の低い場所が存在している。
- ・地域の緑の多くが樹林であるが、荒川や赤平川等の河川の沿川には農地が分布している。

○本地域では、地域の大半である山林、河川沿いの農地が緑の骨格を成している。

ii) 県民のニーズ(県民意識調査結果) [参照: 第2章]

○家の周りの緑について、約8割の回答者が、恵まれている(「恵まれている」、「やや恵まれている」と回答し、県内10地域のうち最も高い。[図2-9]

○居住者が緑に恵まれていると感じる理由として、「大きな緑の空間があるから」、「目に見える緑が多いから」が、県の平均を上回る回答割合であった。緑に恵まれていないと感じる理由については、回答者が7名であることに留意が必要であるが、「草花に触れたり、遊んだりできる緑の空間が少ないから」の回答割合が7割と県平均を大幅に上回った。[図2-12、2-14]

○緑の種類別にみると、ほとんどの緑の種類が、「心地よさ」の値が「どちらともいえない」を上回るあるいは同程度となっている。この傾向は、同じ県北ゾーンの北部地域でもみられるが、本地域では、さらに「保全・創出が重要」の値が高い傾向にある。また、県内他地域では、「心地よい」と感じ、かつ「保全・創出が重要」と考えている緑の種類として、公園が最も高い値を示しているが、本地域では、山地の大規模な緑が最も高い。公園は県平均よりも低く、一方田畑は県平均を大幅に上回っている。[図2-27]

②緑被の状況と県民ニーズからみる身近な緑の保全、創出の方向性(案)

○山地の緑が地域の大部分を占める本地域では、山地の緑について、心地よさと保全・創出意向が高く、居住者の満足度を高める観点からも、山地の緑を保全していくことが重要である。

○秩父駅周辺では、周囲を緑に囲まれているなかで緑が少ない状況となっており、県民意識調査結果が示す通り、「目に見える緑」よりも、草花に触れる、遊ぶような活動のできる空間が求められていると考えられる。本地域の玄関口となる秩父駅周辺の緑化に加えて、居住者が緑に直接触れることのできる場、機会の創出が、本地域において満足度を高めていくことにつながると思われる。

3. 一定規模以上の緑地の保全優先度評価の試行

(1) 緑地の評価について

埼玉県では、2004(平成 16)年度に「埼玉県都市の緑の総点検業務」において「緑地の評価」を行っている。また、2005(平成 17)年度に、「埼玉県広域緑地計画作成業務」において、前年度の「埼玉県都市の緑の総点検業務」における「緑地の評価」についてその妥当性や合理性を検証した上で、「身近な緑の評価」を行っている。

本年度は、2005(平成 17)年度の「身近な緑の評価」について、評価に使用された各種データから、現時点でオープンデータとして入手が可能なものを複数選択した上で、2005(平成 17)年度評価とできる限り同じ方法で評価を行う。このことによって、今後の埼玉県広域緑地計画の改定を視野にいれ、現時点での利用可能なデータ及び実施可能な評価を明らかにすることで、今後の緑地の評価に向けた検討事項を明らかにすることを目的としている。

2005(平成 17)年度の「身近な緑の評価」は、評価対象地を、都市計画区域内の概ね 5 ha 以上の樹林地(計 29,316ha、928 箇所)とするものであった。

評価は、「緑の寄与度」と「緑の変化度」の2つの視点から行っている。

「緑の寄与度」の評価は、都市において緑に求められる機能に対して、その緑自体の役割を評価するものであり、都市における緑の価値の重要性、保全の優先性を測る指標としている。

一方の「緑の変化度」の評価は、周辺地域の開発圧力等を勘案し、緑が改変される可能性を評価するものであり、保全策を講じる緊急性を図る指標としている。

(2) 方法

以下、評価対象となる緑被地、緑の寄与度、緑の変化度の順に、それぞれ 2005(平成 17)年度の「身近な緑の評価」の内容を確認した上で、本年度の評価の施行方法について記述する。本年度の評価については、データとして使用したオープンデータの内容と、評価方法を記述する。

1) 評価対象とする緑被地

《2005(平成 17)年度の「身近な緑の評価」》

2005(平成 17)年度の「身近な緑の評価」は、都市計画区域内の概ね 5ha 以上の樹林地(計 29,316ha、928 箇所)とするものであった。

《本年度の評価》

使用データ

本業務で作成した緑被データのうち緑被(田畑以外)を使用した。

評価用フィーチャの抽出・作成

本業務で作成した緑被データの緑被(田畑以外)をシェープファイル(ポリゴン)に変換し、このうち面積が 5ha 以上のものを抽出した。以降、当該ポリゴンデータを「評価対象緑被ポリゴン」とする。評価対象緑被ポリゴンの個所数は 714、最小面積は 5ha、最大面積は 9,116ha、合計面積は 55,315ha、平均面積は 77ha であった。

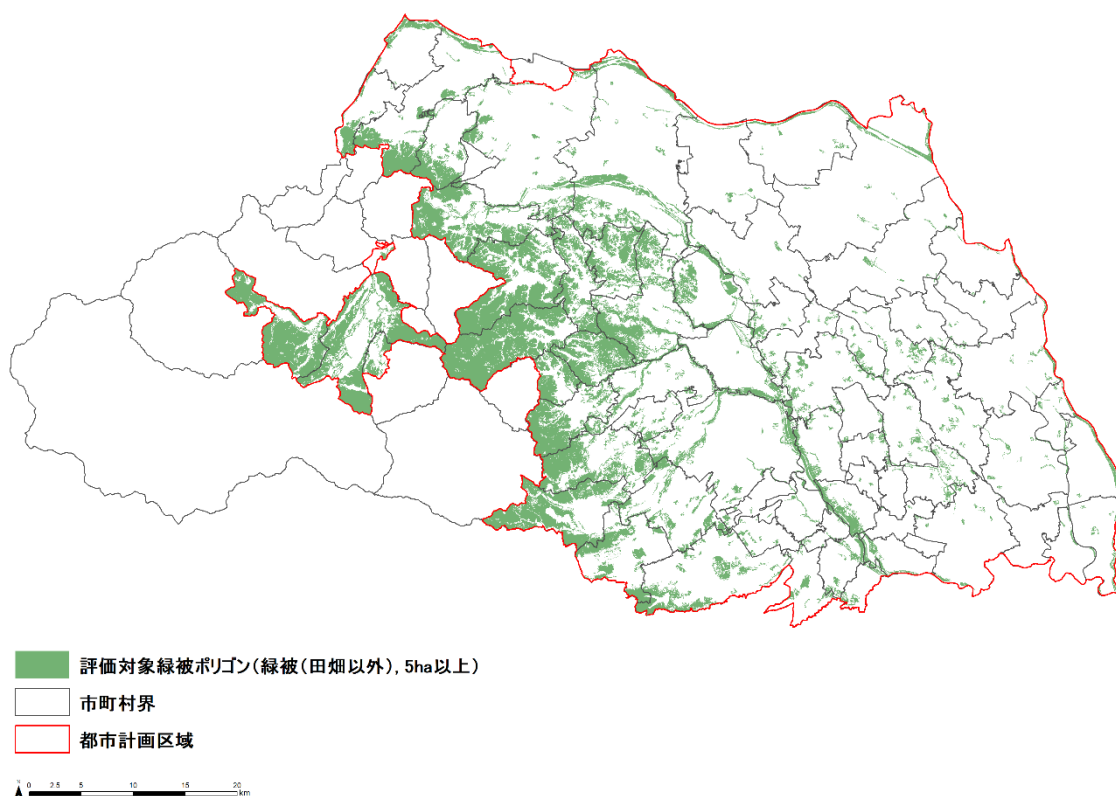


図 5-5 評価対象緑被ポリゴン

2) 緑の寄与度

《2005(平成 17)年度の「身近な緑の評価」》

「緑の寄与度」の評価は、緑が持つ役割や緑の価値の重要性などを把握する指標である。

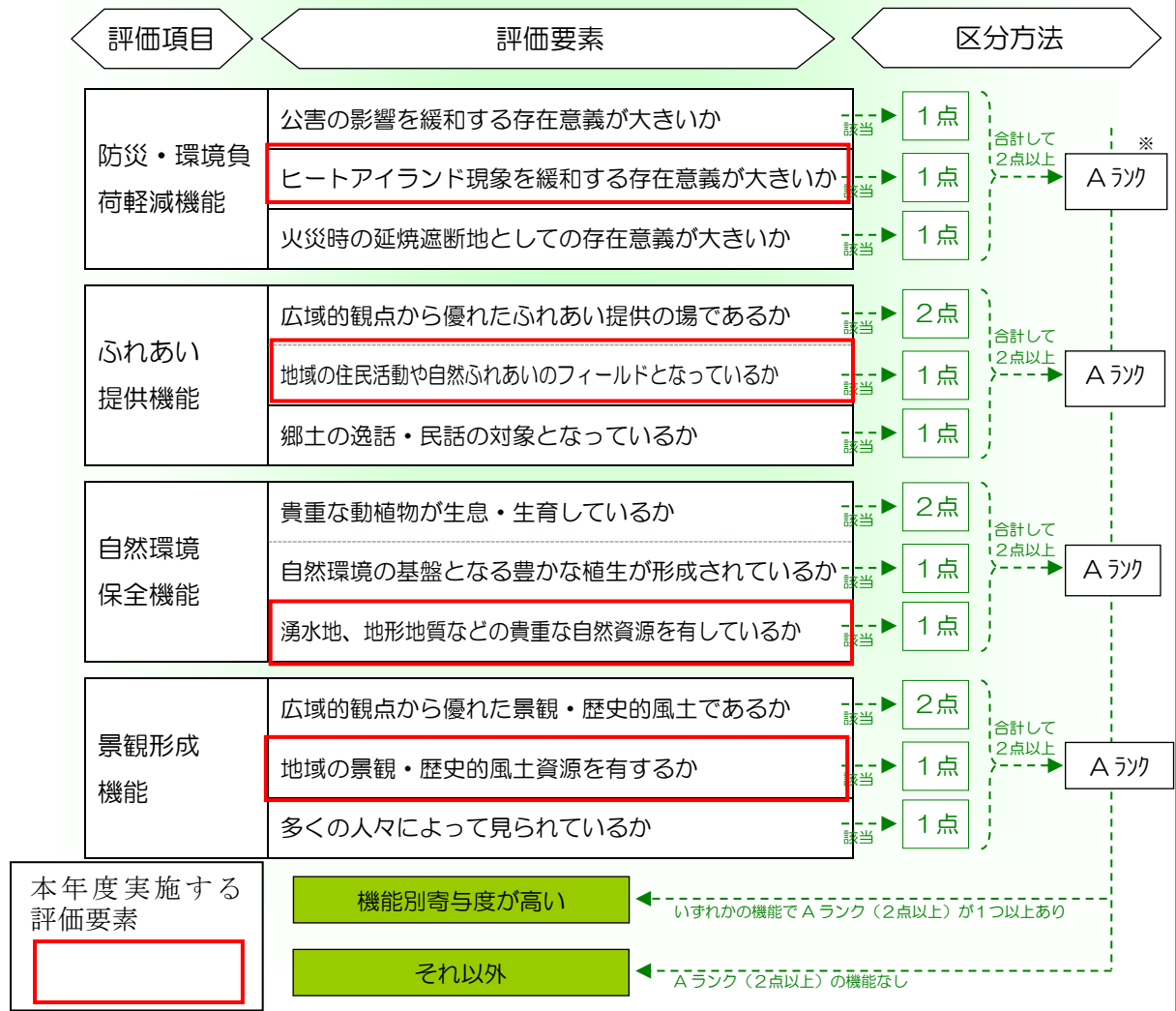
2005(平成 17)年度の「身近な緑の評価」での「緑の寄与度」においては、緑の持つ「防災・環境負荷軽減機能」「ふれあい提供機能」「自然環境保全機能」「景観形成機能」の4つの機能別に、それぞれの評価要素に該当する場合に加点して合計点を算出し、その結果、いずれかの機能で「A ランク (2 点以上)」が1つ以上あれば、「機能別寄与度が高い」として評価を行っている。

図 5-6 は、2005(平成 17)年度の「身近な緑の評価」での「緑の寄与度」の枠組みをベースに、本業務で評価を行う部分を赤枠で示したものである。今回の評価の試行においては、「防災・環境負荷軽減機能」「ふれあい提供機能」「自然環境保全機能」「景観形成機能」について、それぞれ、データの入手の容易性の観点から、「ヒートアイランド現象を緩和する存在意義が大きいか」、「地域の住民活動や自然ふれあいのフィールドとなっているか」、「湧水地、地形地質などの貴重な自然資源を有しているか」、「地域の景観・歴史的風土資源を有するか」の評価要素を代表として選択し、これらの評価要素に基づく緑の寄与度評価の試行を行った。

『緑の寄与度』評価

『機能別寄与度が高い』か『それ以外』

- 「緑の寄与度」の評価は、本県の緑の将来像である「緑とともに暮らす、ゆとり・安らぎ『埼玉』」への寄与度で評価しており、緑が持つ役割や緑の価値の重要性などを把握する指標である。
- 下の表に示すように、緑の持つ「防災・環境負荷軽減機能」「ふれあい提供機能」「自然環境保全機能」「景観形成機能」の4つの機能別に、それぞれの評価要素に該当する場合に加点して合計点を算出した。
- その結果、いずれかの機能で「Aランク（2点以上）」が1つ以上あれば、「機能別寄与度が高い」として評価した。



※なお、合計が2点以上は「Aランク」、1点「Bランク」、0点「Cランク」としています。

図 5-6 2005(平成 17)年度の「身近な緑の評価」の「緑の寄与度」評価の枠組みと本業務で評価する評価要素

A 防災・環境負荷調整機能

ヒートアイランド現象の緩和（存在機能）

○基準

都市の中に立地し、ヒートアイランド現象の緩和に高い存在意義を発揮しているか。

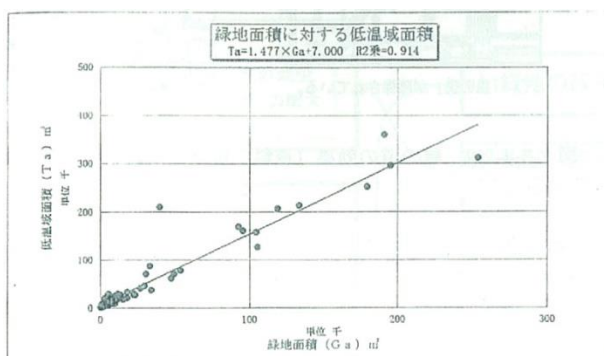
《2005(平成17)年度の「身近な緑の評価」》

樹林地の周囲 50m (低温域) 範囲の 5 割以上の面積の土地が市街地であるものとしていた。

《低温域》

・低温域 (クールアイランド) は緑地面積と比例して拡大する。解析による数式は下記のとおり。

・ $Ta=1.477 \times 0a+7.000$ (Ta : 低温域面積、 $0a$: 緑地面積): 入江, 平野 1998



・山地部の大規模なものを除く評価対象緑地の平均面積 15ha を緑地面積とすると、低温域面積は、緑地の周囲 50m の幅の範囲 (約 29ha) に当たる。

出典: 「平成 17 年度埼玉県広域緑地計画作成業務報告書」

《本年度の評価》

使用データ

- ① 評価対象緑被ポリゴン
- ② 土地利用現況データ (土地利用現況図 (平成 27 年度都市計画基礎調査))

評価用フィーチャの抽出・作成

まず、①の評価対象緑被ポリゴンの周囲 50m のバッファを作成した (③評価対象緑被 50m バッファポリゴンとする)。

次に、②の土地利用現況データのうち、下記のを市街地として抽出した (④土地利用現況データ (市街地) とする)。

- 60 住宅用地
- 70 商業用地
- 80 工業用地
- 91 公共公益用地 (幼稚園、保育所、病院、診療所、老人ホームを除く)
- 92 公共公益用地 (幼稚園・保育園)
- 93 公共公益用地 (病院・診療所)
- 94 (老人ホーム)
- 95 (処理場・浄水場)
- 96 (火葬場)
- 110 (交通施設用地)
- 130 (防衛施設用地)

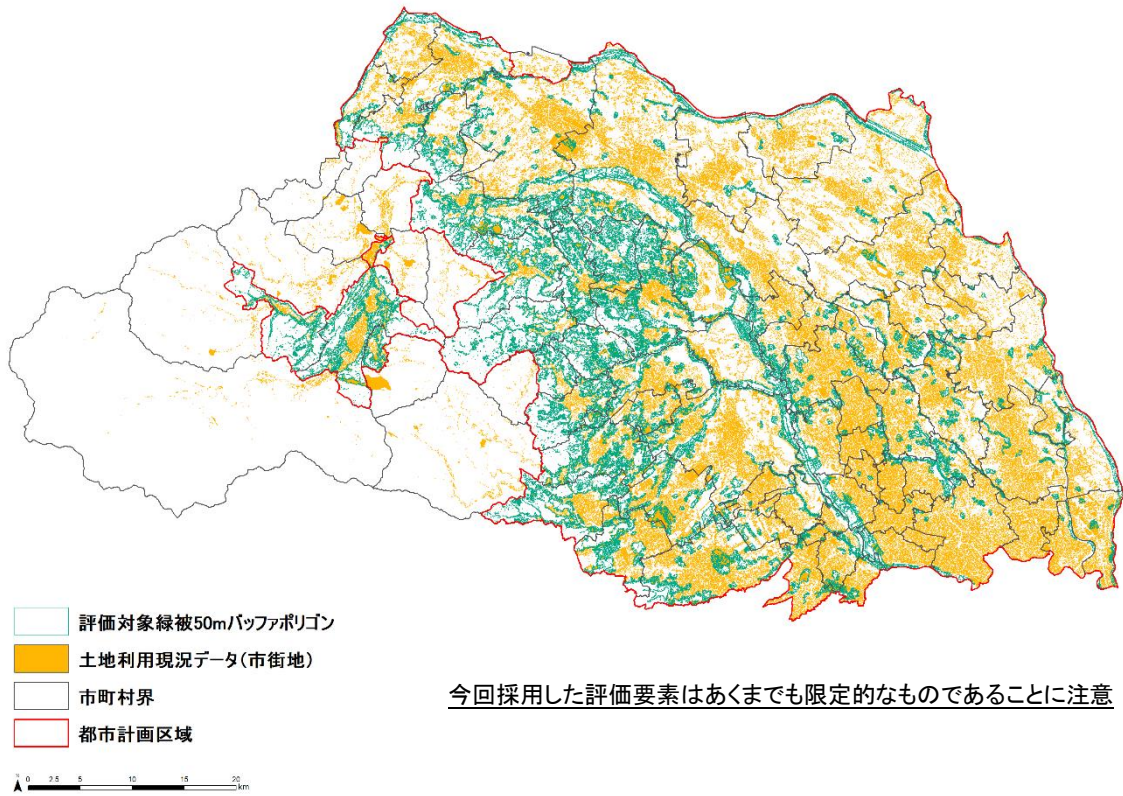


図 5-7 ヒートアイランド現象の緩和（存在機能）についてのデータ

評価

③の評価対象緑被 50m バッファポリゴンのそれぞれにおける、④土地利用現況データ（市街地）の割合を計算し、当該割合が 50%以上の③について、当該バッファ元とする①の評価対象緑被ポリゴンに 1 点を加算した。

B ふれあい提供機能

地域住民活動、自然ふれあいフィールド（利用機能）

○基準

現在、地域住民や団体がふれあい活動を行うフィールドとなっているか。

《2005(平成17)年度の「身近な緑の評価」》

県の「自然ふれあい施設」を内包するものであった。

《自然ふれあい施設》

出典：「平成17年度埼玉県広域緑地計画作成業務報告書」

《本年度の評価》

使用データ

埼玉県 HP (<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0508/sizenfureai/index.html>) にて自然ふれあい施設として掲載されている「自然学習センター・北本自然観察公園」、「狭山丘陵いきものふれあいの里」、「さいたま緑の森博物館」の住所を取得しポイントデータを作成（①自然ふれあい施設データとする）。



図 5-8 地域住民活動、自然ふれあいフィールド（利用機能）についてのデータ

評価

①の自然ふれあい施設データを内包する評価対象緑被ポリゴンに1点を加点した。

C 自然環境保全機能

貴重な自然資源（湧水地、地形地質など）の保有性（存在機能）

○基準

全国や全県レベルで貴重な地形地質や巨木などの自然資源が見られるか。

《2005(平成17)年度の「身近な緑の評価」》

国指定、県指定の「名勝」、「天然記念物」を内包するものであった。

《名勝》

・国指定2件、県指定6件 景勝地など

《天然記念物》

・国指定特別3件、国指定11件、県指定87件 地形、植生、巨木など

出典：「平成17年度埼玉県広域緑地計画作成業務報告書」

《本年度の評価》

使用データ

①国土数値情報都道府県指定文化財データ（2014(平成26)年）

<http://nlftp.mlit.go.jp/ksj/gml/datalist/KsjTmplt-P32.html>

評価用フィーチャの抽出・作成

①の国土数値情報都道府県指定文化財データ（2014(平成26)年）から、名勝、天然記念物を抽出した（②名勝・天然記念物データとする）。

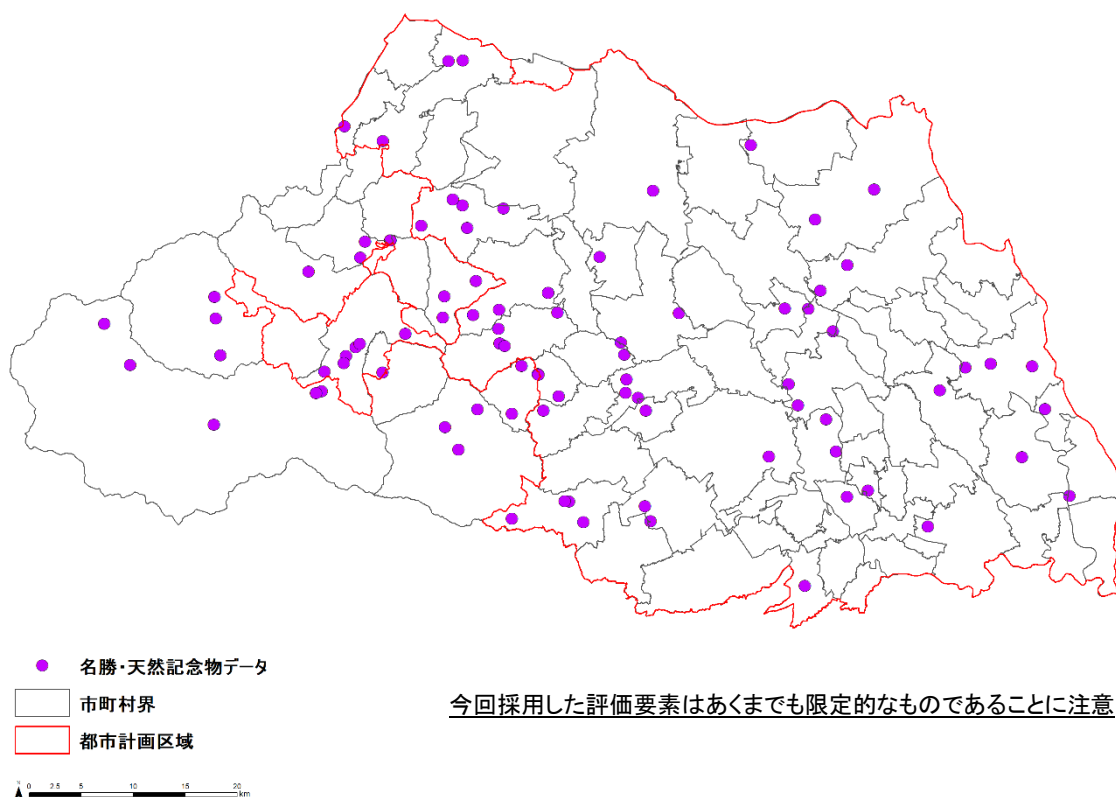


図 5-9 貴重な自然資源（湧水地、地形地質など）の保有性（存在機能）についてのデータ

評価

②の名勝・天然記念物データを内包する評価対象緑被ポリゴンに1点を加点了。

D 景観形成機能

地域の景観・歴史的風土資源の保有性 (利用機能)

○基準

鎮守の森や巨木など郷土の生活と密接に関わってきた景観や歴史的風土があるか。

《2005(平成17)年度の「身近な緑の評価」》

「神社」「仏閣」、国・県指定の「史跡」を内包するものであった。

《神社・仏閣》

・県内に存在する74の神社、41の仏閣(県整備GIS情報より)

《史跡・旧跡》

・国指定17件、県指定106件 古墳、城址など

出典:「平成17年度埼玉県広域緑地計画作成業務報告書」

《本年度の評価》

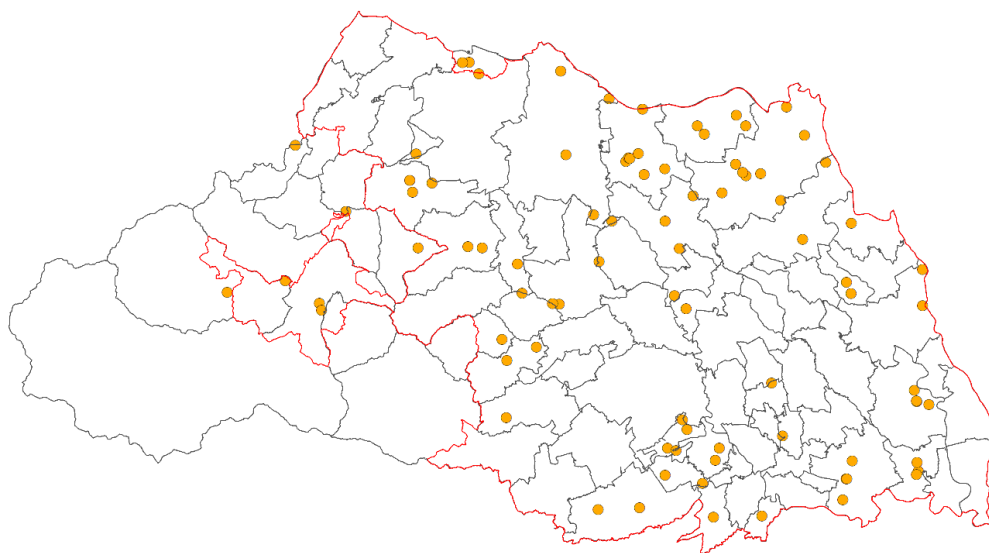
使用データ

①国土数値情報観光資源データ(データ基準年:2014(平成26)年)

http://nlftp.mlit.go.jp/ksj/gml/datalist/KsjTmplt-P12-v2_2.html

評価用フィーチャの抽出・作成

①国土数値情報観光資源データ(データ基準年:2014(平成26)年)から、歴史・文化資源を抽出した(②歴史・文化資源データとする)。さらに、②の歴史・文化資源データから50mのバッファを作成した(③歴史・文化資源バッファデータ)。



● 歴史・文化資源データ
□ 市町村界
□ 都市計画区域

今回採用した評価要素はあくまでも限定的なものであることに注意

0 2.5 5 10 15 20 km

図5-10 地域の景観・歴史的風土資源の保有性についてのデータ

評価

③の歴史・文化資源バッファデータと交わる評価対象緑被ポリゴンに1点を加点了。

3) 緑の変化度

《2005(平成17)年度の「身近な緑の評価」》

「緑の変化度」の評価は、周辺地域の開発圧力等を勘案し、緑が変化してしまう可能性を評価しており、保全策を講じる緊急性などを把握する指標である。

2005(平成17)年度の「身近な緑の評価」での「緑の変化度」においては、「市街化区域内」は最も緊急性が高いものとして取り扱っている。それ以外については、「変化要素」に1つ以上該当すれば、「変化要素あり」として評価している。

図5-11は、2005(平成17)年度の「身近な緑の評価」での「緑の変化度」の枠組みをベースに、本業務で評価を行う部分を赤枠で示したものである。

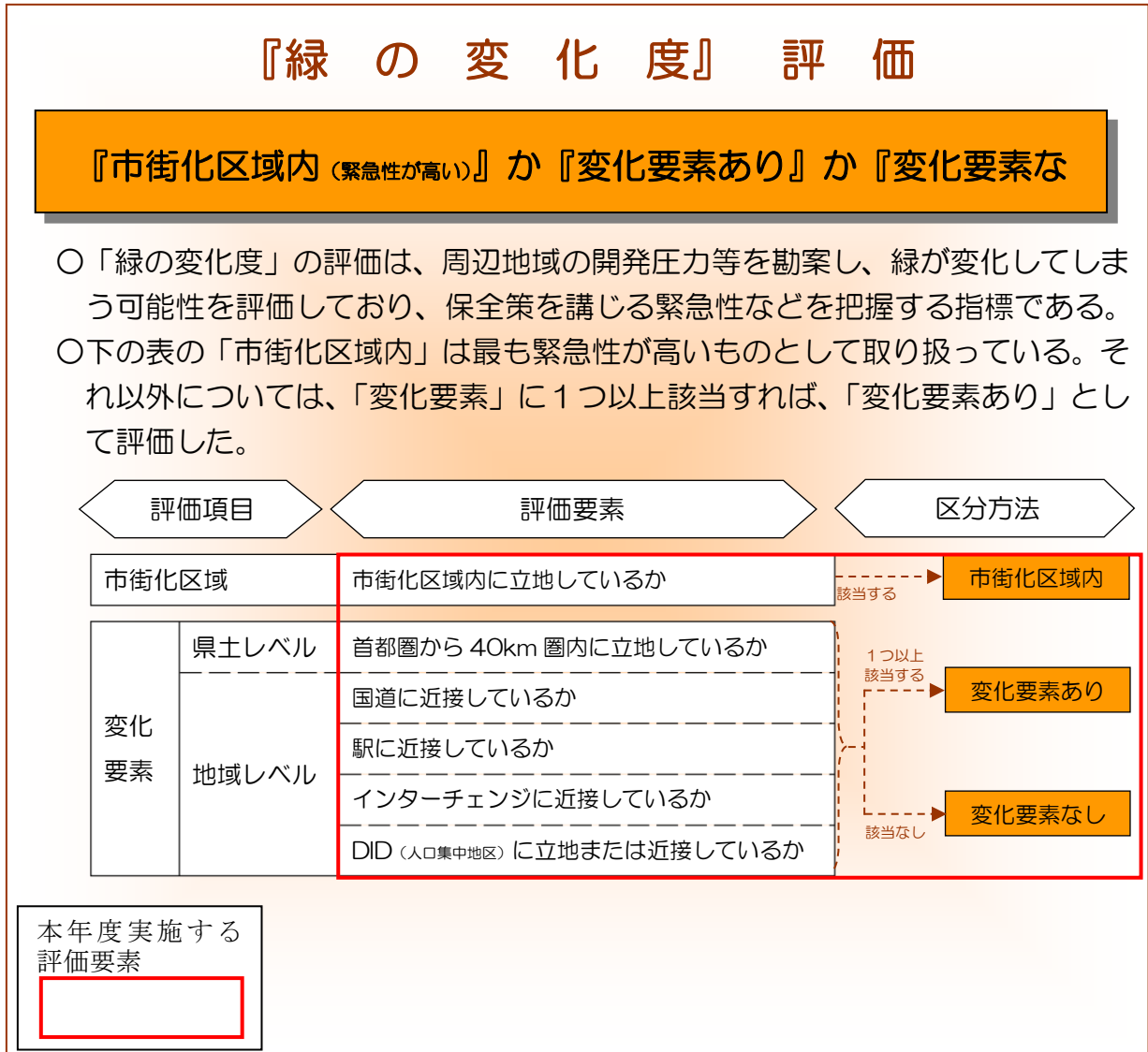


図5-11 2005(平成17)年度の「身近な緑の評価」の「緑の変化度」評価の枠組みと本業務で評価する評価要素

《本年度の評価》

市街化区域内に立地しているか

使用データ

①国土数値情報都市地域データ（データ作成年度：2018（平成 30）年度）

<http://nlftp.mlit.go.jp/ksj/gml/datalist/KsjTmplt-A09.html>

評価用フィーチャの抽出・作成

①の国土数値情報都市地域データから、市街化区域を抽出した（②市街化区域データとする）。

評価

②の市街化区域データと交わる評価対象緑被ポリゴンに「市街化区域内」の属性を与えた。

首都圏から 40km 圏内に立地しているか

使用データ

東京駅を中心に 40km バッファを作成した（①東京 40km 圏データとする）。

評価

①の東京 40km 圏データと交わる評価対象緑被データに「変化要素あり」の属性を与えた。

国道に近接しているか

使用データ

①国土数値情報緊急輸送道路データ（データ基準年：2015（平成 27）年）

http://nlftp.mlit.go.jp/ksj/gml/datalist/KsjTmplt-N10-v1_1.html

評価用フィーチャの抽出・作成

①の国土数値情報緊急輸送道路データから一般国道を抽出した（②一般国道データとする）。さらに、②の一般国道データから、50m バッファを作成した（③一般国道バッファデータとする）。

評価

③の一般国道バッファデータと交わる評価対象緑被データに「変化要素あり」の属性を与えた。

駅に近接しているか

使用データ

- ①国土数値情報鉄道時系列データ（データ基準年：2015（平成 27）～2018（平成 30）年度）

http://nlftp.mlit.go.jp/ksj/gml/datalist/KsjTmplt-N05-v1_3.html

評価用フィーチャの抽出・作成

- ①の国土数値情報鉄道時系列データから、埼玉県内の駅を抽出した（②駅データとする）。②の駅データから 500m バッファを作成した（③駅バッファデータとする。）

評価

- ③の駅バッファデータと交わる評価対象緑被データに「変化要素あり」の属性を与えた。

インターチェンジに近接しているか

使用データ

- ①国土数値情報高速道路時系列データ（データ基準年：2015（平成 27）～2018（平成 30）年度）

http://nlftp.mlit.go.jp/ksj/gml/datalist/KsjTmplt-N06-v1_2.html

評価用フィーチャの抽出・作成

- ①の国土数値情報高速道路時系列データから、埼玉県内の道路を抽出した（②高速道路データとする）。さらに、②の高速道路データから、500m バッファを作成した（③高速道路バッファデータとする）。

評価

- ③高速道路バッファデータと交わる評価対象緑被データに「変化要素あり」の属性を与えた。

DID（人口集中地区）に立地または近接しているか

使用データ

- ①国土数値情報人口集中地区データ（2015（平成 27）年）

http://nlftp.mlit.go.jp/ksj/gml/datalist/KsjTmplt-A16-v2_3.html

評価

- ①の国土数値情報人口集中地区データと交わる評価対象緑被データに「変化要素あり」の属性を与えた。

以上で述べた、市街化区域、東京 40km 圏、一般国道、駅、インターチェンジ、DID (人口集中地区) についてのデータを図 5-12 に示す。

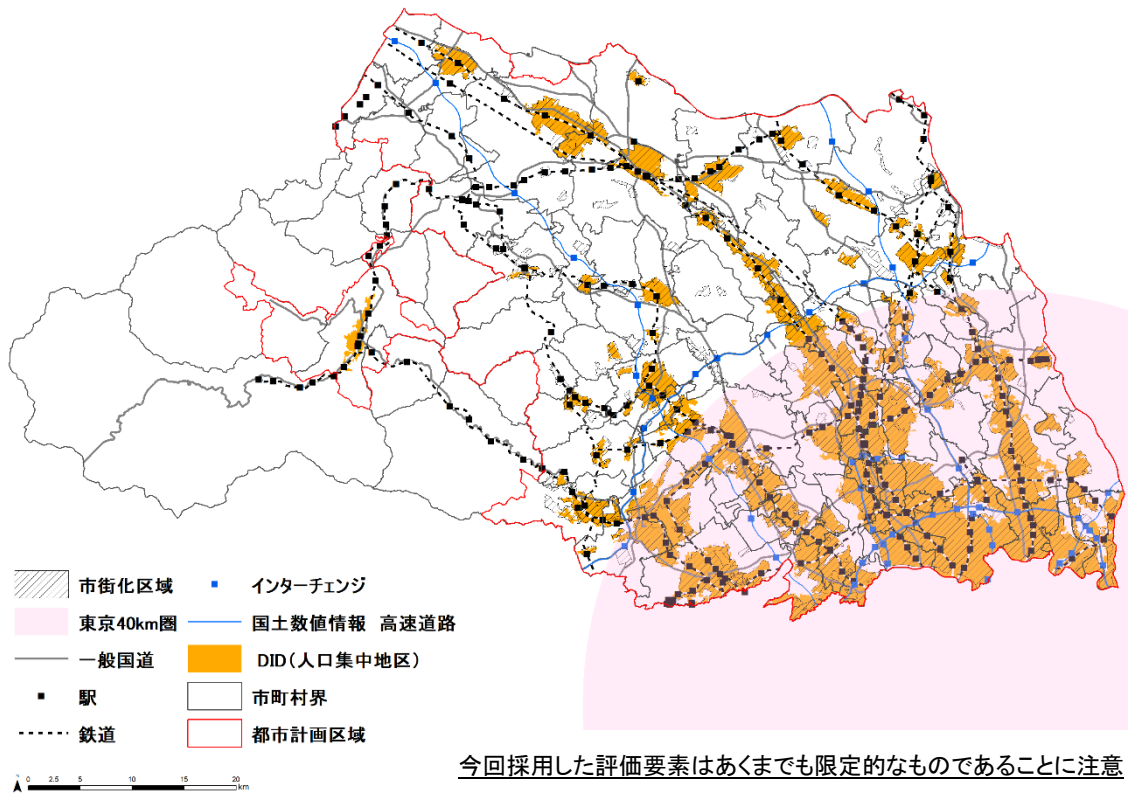


図 5-12 「緑の変化度」についてのデータ

5) 県民ニーズの考慮

3) 緑の寄与度、4) 緑の変化度の評価結果に、「心地よいと感じる緑」をプロットした上で評価結果についての考察を行う。

(3) 評価結果

評価結果を図 5-13 から図 5-16 に示す。ただし、今回採用した評価要素はあくまでも限定的なものであることに注意が必要である。

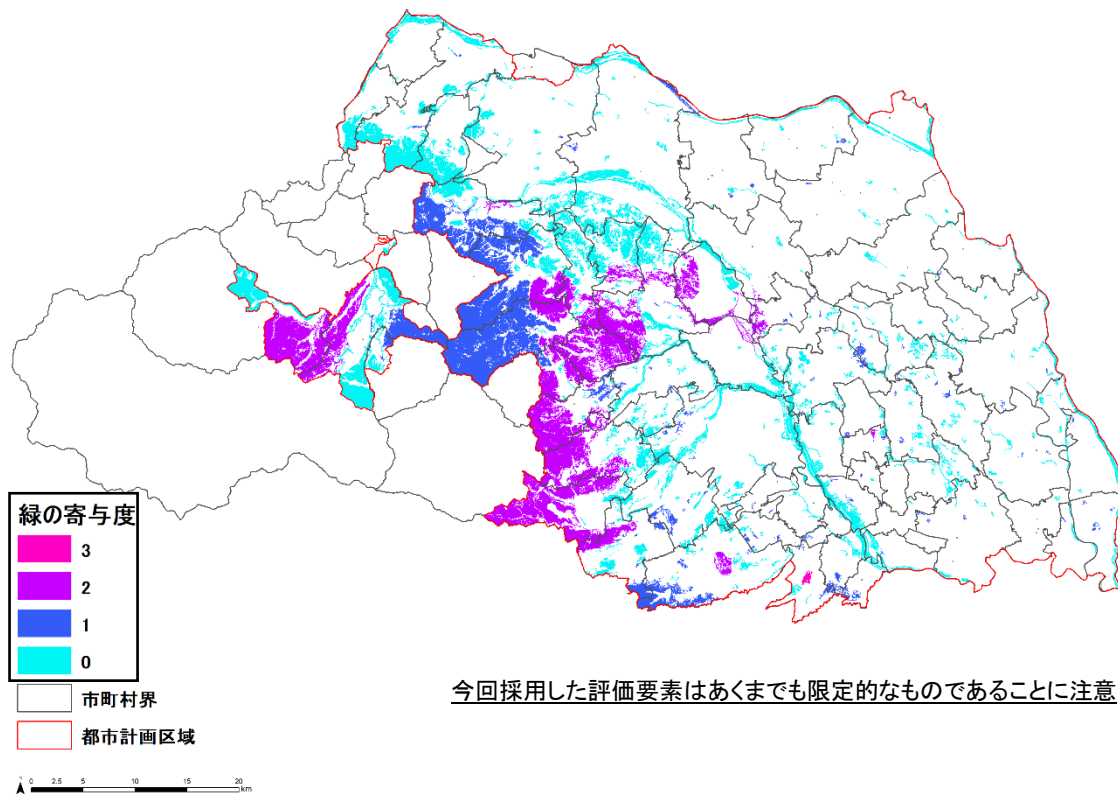


図 5-13 緑の寄与度評価の試行結果

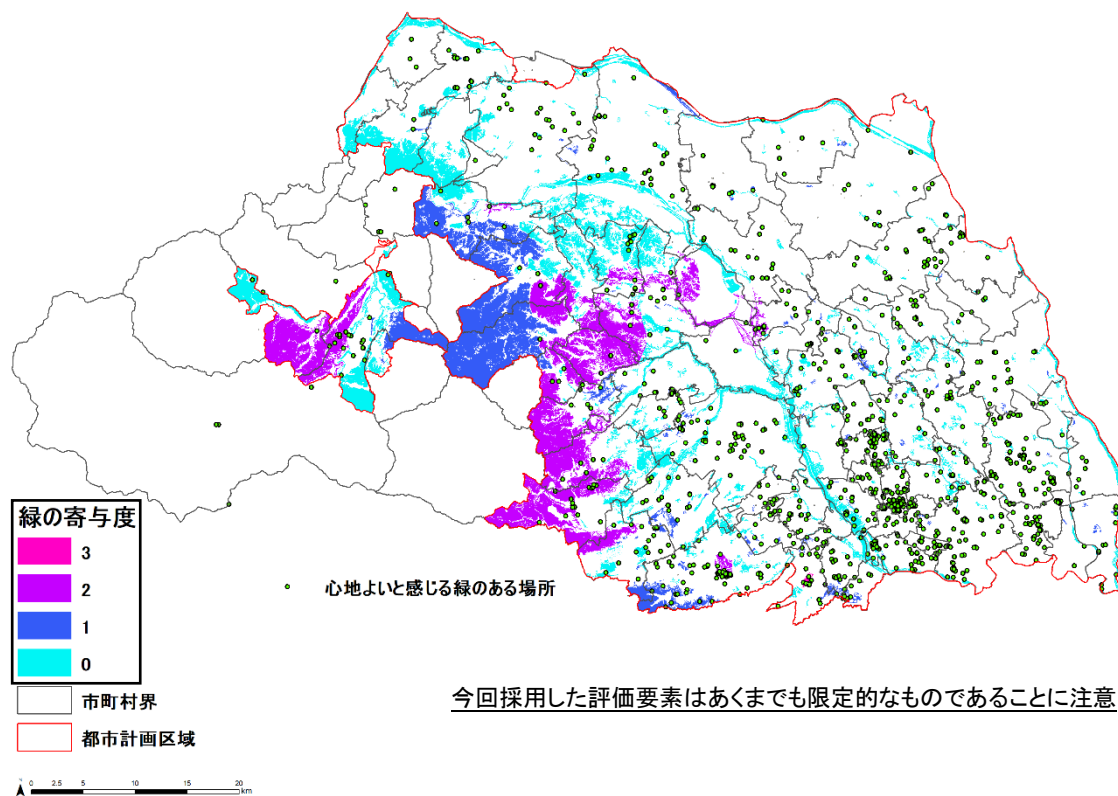


図 5-14 緑の寄与度評価の施行結果（心地よいと感じる緑のある場所プロット）

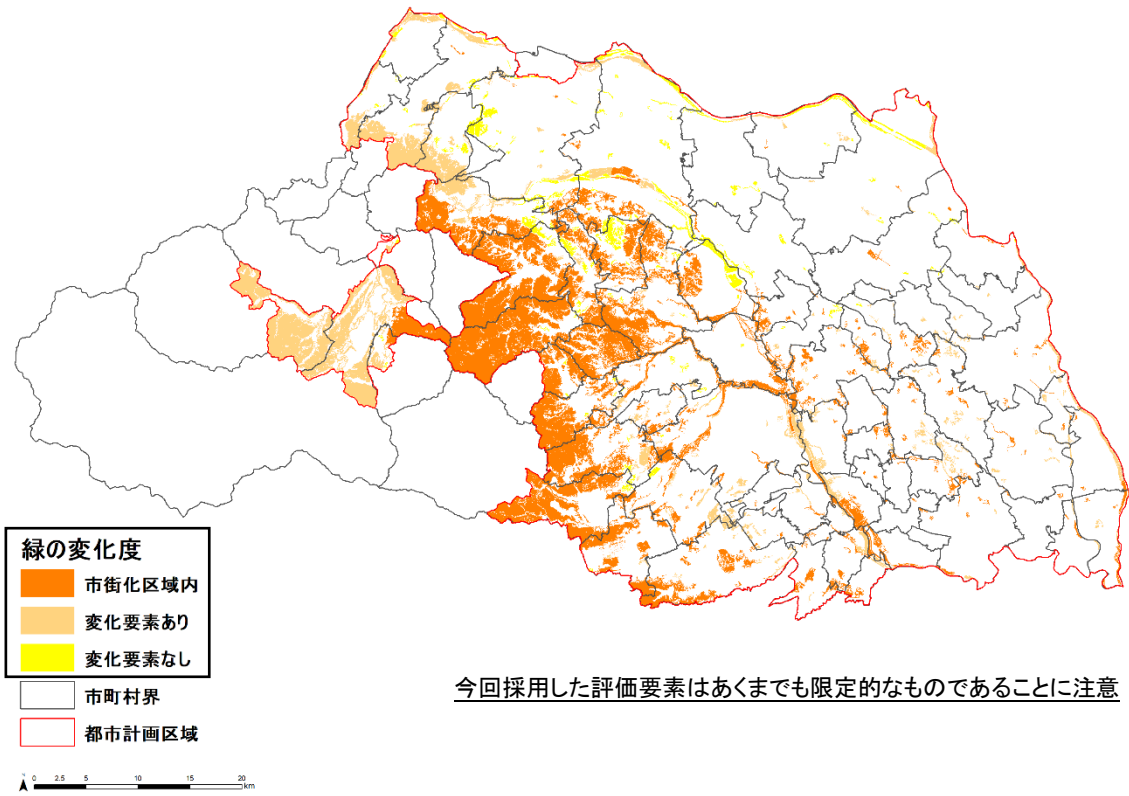


図 5-15 緑の変化度評価の試行結果

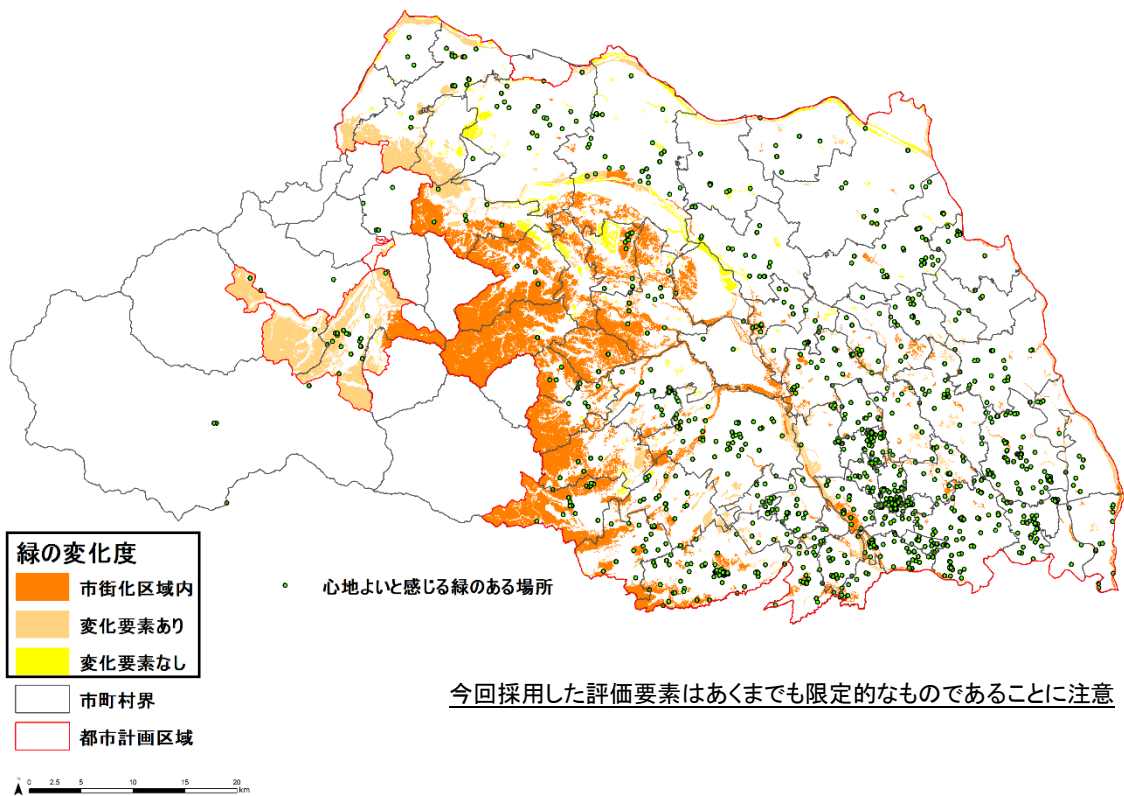


図 5-16 緑の変化度評価の施行結果（心地よいと感じる緑のある場所プロット）

1) 緑の寄与度評価の試行結果について

図 5-13 は緑の寄与度評価の試行結果を示している。「寄与度 3」の評価対象緑被は、新座市の平林寺ふるさとの緑の景観地の 1 箇所となった。「寄与度 2」は、多くが川越比企地域、西部地域、秩父地域における大規模な山林の評価対象緑被であった。その他、さいたま地域の氷川神社等、他の地域におけるいくつかの中規模な評価対象緑被も「寄与度 2」となっている。「寄与度 1」は、川越比企地域や西部地域における大規模な山林の評価対象緑被の一部と、他の地域に散在している中規模・小規模な緑被となった。「寄与度 0」は、その他の多くの評価対象緑被であり、今回の評価の試行では、多くの評価対象緑被に寄与度の得点が与えられなかったということになる。これは今回、多くの人々によってよく見られているか、等の評価要素を採用していないためである。

図 5-13 に、心地よいと感じる緑のある場所のポイントをプロットしたものが図 5-14 である。心地よいと感じる緑のある場所のポイントは、総じて、南部地域、南西部地域、さいたま地域、東部地域に高密度で多く見られる。しかし、緑の寄与度の評価の試行結果においては、これらの地域における多くの評価対象緑被は「寄与度 0」であった。一方、西部地域、秩父地域における大規模な山林の評価対象緑被は「寄与度 2」であったが、当該にエリアの心地よいと感じる緑のある場所のポイントは、全県レベルで見ると相対的に密度が低く少ない。

つまり、緑の寄与度が高いとされた評価対象緑被と、県民が心地よいと感じる緑のある場所は、全県スケールで見ると空間的にはあまり一致していないことができる。ただし、「寄与度 3」とされた新座市の平林寺ふるさとの緑の景観地や、「寄与度 2」とされたさいたま市の氷川神社等において、心地よいと感じる緑のある場所のポイントが集中していることも見て取ることができる。

2) 緑の変化度評価の試行結果について

図 5-15 は緑の変化度評価の試行結果を示している。「市街化区域内」とされたのは市街化区域に包含されている評価対象緑被はもちろんであるが、その大部分が市街化区域には含まれていない川越比企地域、西部地域、北部地域、秩父地域における、大規模な山林の評価対象緑被も「市街化区域内」として評価された。これは、これらの評価対象緑被が大規模な連坦する緑被であり、そのうちの一部が市街化区域に含まれているだけでも、緑被全体が市街化区域内として評価されたためである。「変化要素あり」については、東京 40km 内においては、「市街化区域内」とされた評価対象緑被以外の評価対象緑被が一様に「変化要素あり」とされている。それ以外にも全県にわたって、「変化要素あり」とされた中小規模の評価対象緑被が散発的に分布していることが見て取れる。その他の多くの評価対象緑被は「変化要素なし」とされている。

図 5-15 に、心地よいと感じる緑のある場所のポイントをプロットしたものが図 5-16 である。心地よいと感じる緑のある場所のポイントは、総じて、南部地域、南西

部地域、さいたま地域、東部地域に高密度で多く見られるが、これらの地域は東京40km圏に含まれるエリアが多いため、多くの評価対象緑被が一様に、「変化要素あり」とされ、市街化区域に分布するものは「市街化区域内」と評価されている。つまり、緑の変化度について、県民が心地よいと感じる緑のある場所との空間的な対応関係に着目すると、県民が心地よいと感じる緑のある場所のポイントが高密度で多い南部地域、南西部地域、さいたま地域、東部地域では、評価対象緑被は多く分布しているものの、評価対象緑被ごとの緑の変化度は区域区分の相違以外では一様であるため、複数の評価対象緑被を差別化するための判断基準としては、緑の変化度評価の試行結果は使いづらいという点が指摘できる。

(4) 緑地の優先度評価に関する今後の課題

今回の評価の試行結果をふまえ緑被の優先度評価に関する今後の課題を示す。

1) 評価の目的・必要性の再検討

2005(平成17)年度の「身近な緑の評価」が行われた当時は、開発圧力の存在を前提とし、開発によって緑被地が改廃されていくという事態に対応するため、いずれの緑被地に優先的に保全施策を展開していくかを検討することが課題であったと考えられる。したがって、2005(平成17)年度の「身近な緑の評価」の目的は、この検討のための判断基準とすることであったといえる。

今日、埼玉県においては、依然として開発によって緑被地が改廃されるという事態が発生していると考えられる一方で、人口減少への対応も避けては通れない課題である。開発とは逆のパラダイムである人口減少の下、緑被地に求められる役割や緑被地に対して行政として行うべき対応のあり方について、新たに整理することが必要であると考えられる。

また、気候変動による気候の極端現象化によって、豪雨被害が今後多発していくことが予見される中、洪水災害リスクへの対応も重要な課題となる。この際、緑被地は埼玉県内のあらゆる場所において、様々な形状をとりながら、雨水の貯留・浸透機能や遊水機能によって洪水災害リスクの低減に貢献していると考えられる。

このように、依然として発生する緑被地の改廃、人口減少への対応、災害リスクへの対応等、今日の様々な状況をふまえ、埼玉県における緑被地のあり方についての再検討を行い、その上で、評価の目的や、そもそもの評価の必要性について再検討・再構築する必要があると考えられる。

2) 県と市町村との役割分担の整理

評価の目的や必要性に大きく影響してくるのが、評価に関する県と市町村との役割分担である。県全域で行う緑被地に関する評価と、市町村が(場合によっては本業務で作成した緑被データを用いて)行う、当該市町村における緑被地に関する評価について、それぞれの目的を想定しながら、両者をどのように有意義に結び付けていくことができるかについて検討する必要があると考えられる。

3) 評価対象とする緑被地の規模

①評価対象とする緑被地の適切な原単位の設定

今回の評価の試行においては、連坦している緑被データ（田畑以外）を一つの評価対象緑被ポリゴンフィーチャとしてまとめたため、特に川越比企地域、西部地域、秩父地域における大規模な山林について、大規模な評価対象緑被ポリゴンが生じた。評価対象緑被ポリゴンは、その一部が何等かの他のデータと重なっているだけであってもポリゴン全体に評価が反映されることから、これらの大規模な評価対象緑被ポリゴンは、例えばそのほとんどが市街化区域には分布していなかったとしても緑の変化度評価の試行結果において「市街化区域内」として評価されてしまう等、適切な評価を行う上で望ましくないと考えられる。

したがって、評価対象とする緑被のポリゴンは、元々の緑被データが連坦していたとしても、何等かの方法で分節化することで、適切な大きさの評価の原単位を設定することが必要と考えられる。

②小規模な緑被地について

今回の評価の試行においては、緑被（田畑以外）のうち、面積が5ha未満のものは捨象されている、しかし、心地よいと感じる緑のある場所のポイントが、市街地内より小規模な緑被地にも多く落とされていたことから、5ha未満の緑被についても評価の対象とすることについて検討する必要がある。

4) 「緑の寄与度」

①評価の目的等をふまえた評価要素の追加

緑の寄与度については今回の試行では、扱った評価軸が限られていたため、2005(平成 17)年度の「身近な緑の評価」を参考としつつも、新たな評価要素を付加していくことが考えられる。このことによって、心地よいと感じる緑のある場所のポイントが高密度で多いエリアにもかかわらず多くの評価対象緑被が「寄与度0」と評価されてしまう事態は改善されると考えられる。

この際、依然として発生する緑被地の改廃、人口減少への対応、災害リスクへの対応等評価の目的や必要性に応じて、また、これに伴って定まると考えられる、対象とする緑被地の原単位、最小面積、県と市町村との想定される役割分担を踏まえて評価要素を検討していくことになる。

5) 「緑の変化度」

①緑被地の変化を引き起こすと考えられる新たな評価要素の追加

緑の変化度の今回の評価の試行は、2005(平成 17)年度の「身近な緑の評価」をおおむね踏襲するものであったが、ここで用いられた、国道に近接しているか、駅に近接しているか、インターチェンジに近接しているか、DID（人口集中地区）に立地または近接しているかの評価要素は、人口増加の圧力と交通アクセスの利便性によって開発が発生するという考えに基づくものであるといえる。しかし今日、太陽光発電

施設の設置等、必ずしも人口増加の圧力や交通アクセスの利便を前提としない開発による緑被地の改廃の事例も増加していることから、緑被地の変化を引き起こすと考えられる新たな評価要素を検討する必要がある。